

会 議 録 目 次

平成 2 2 年第 7 回海田町議会 1 2 月定例会（第 2 日目）

平成 2 2 年 1 2 月 8 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	……………	4
日程第 2	第 43 号議案	公の施設の指定管理者の指定について……………	4 1
日程第 3	第 44 号議案	町道の路線の認定について……………	4 6
日程第 4	第 45 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	4 9
日程第 5	第 46 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	5 0
日程第 6	第 47 号議案	平成 22 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）……………	5 2
日程第 7	第 48 号議案	平成 22 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	5 8
日程第 8	第 49 号議案	平成 22 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	6 0
日程第 9	第 50 号議案	平成 22 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	6 5
日程第 10	発議第 8 号	介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書案に ついて……………	6 6
日程第 11	発議第 9 号	政党助成金（交付金）の廃止を求める意見書案につ いて……………	6 6
日程第 12	発議第 10 号	原爆「黒い雨」指定地域の拡大を求める意見書案につ いて……………	7 0
日程第 13	発議第 11 号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求め る意見書案について……………	7 1
	（散 会）	……………	7 1

平成22年第7回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成22年12月8日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月8日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	野 間 宏 紀
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
企 画 課	長	細 川 真 示
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	飯 田 義 光
建 設 課	長	久保田 誠 司
下 水 道 課	長	武 田 昭 典
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次	長	多幾山 晃 年
参 事		木 原 晴 彦
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
水 道 課	長	市 川 英 士
町 民 サ ー ビ ス 室 長		奥 谷 正 則
環 境 セ ン タ ー 所 長		百 本 哲 郎

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

~~~~~○~~~~~

## 日程第1 一般質問

日程第3 第44号議案 町道の路線の認定について

日程第５　第46号議案　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第48号議案 平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 第50号議案 平成22年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 発議第9号 政党助成金（交付金）の廃止を求める意見書案について

日程第13 発議第11号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案  
について

~~~~~○~~~~~

午前9時00分 開議

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至

る各議案でございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。9番、渡辺議員。

○9番（渡辺）おはようございます。9番、渡辺善隆でございます。3点について質問させていただきます。

まず1点目に、Web図書館の導入推進について。近年、国民の活字離れが指摘される中、電子書籍の普及が注目されている。電子図書は既存の書籍をデジタル化し、パソコンや電子書籍リーダーなどで読めるようにしたもので、今後、国民のニーズが飛躍的に高まると予想されております。Web図書館の大きな利点は、①利便性だけでなく、準備予算が少額であること、2つ目に、既に公立図書館が存在する自治体では、Web図書館を導入すれば、地域内に箱物、図書館または図書室を増やさなくても利便性が向上すること、3点目に、電子図書の導入により、図書の盗難、破損、未返却等の損害額はゼロに抑えられること。以上のことを考慮すると、導入するに価値あるものと考えますが、そのお考えはありませんか。

2点目に、学校の猛暑対策について。世界各地で異常高温や寒波など気候変動の現象が発生する中、日本ではこの夏、記録的な猛暑で熱中症などの被害が拡大し、災害だとも言われております。地球温暖化対策の一環として、文部科学省は学校のエコスクールを進められているが、子どもたちの健康保持を最優先するためには、全教室にエアコンを設置して熱中症などへの対応を図る必要があると思いますが、そのお考えはないか。

3点目に、認知行動療法の普及推進について。うつ病は日本人の約15人に1人がかかると言われている。日本の自殺者は年間3万人を超えており、うつ病はその大きな要因の1つとして、深刻な社会問題にもなっております。こうした中、うつ病や不安障害など様々な精神疾患に悩む患者の治療法の1として、今までの薬物治療だけに頼らず、物事の見方、考え方を変えるなどの方法による認知行動療法が全国で注目されている。鹿児島県さつま町では、保健所職員や相談事業に当たる支援者を対象に認知行動療法の研修を実施して、効果を上げられております。本町においても、担当者の方を対象に研修を実施し、心の健康づくりを推進するお考えはありませんか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）おはようございます。今日もよろしくお願いします。

渡辺議員の質問の1点目、2点目については教育委員会から、3点目につきましては私から答弁いたします。

まず、認知行動療法の研修についての質問でございますが、医師や臨床心理士等を有する専門機関において、相談者が実際に相談を受けている現場に同席して研修を受けるもので、町で実施するものでないと考えております。現在、県においてこのような研修も行われていますので、職員の受講についての検討をしたいと考えております。

それでは、1点目、2点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）1点目のWeb図書館の導入について答弁いたします。Web図書館の導入については、日本図書館協会等でも今後の課題として検討されているのが現状であります。また、図書館における電子書籍の扱いについては、提供すべき内容や著作権のルールづくりについても考慮すべきとされております。こうした国内・県内の動向を見据えながら、Web図書館の導入についてはしっかり研究してまいりたいと考えております。

2点目の全教室へエアコンを設置することについての質問でございますが、昨日、多田議員の質問に町長が答弁いたしましたとおり、今後、特段に全教室にエアコンが必要であるという状況になった場合は、財政状況をかんがみまして検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）再質問させていただきます。まず最初に、Web図書の導入についてでございますが、今後、県の動向等を見て検討していくというご答弁をいただいたんですが、調査したところで申しますと、利用者側の導入効果についてはやはり、1点目に、外出が困難な高齢者とか、来館時間がない多忙な方でも気軽に利用が可能になること、また2つ目には、電子図書には文字の拡大・縮小機能や自動読み上げ機能、音声・動画再生機能等も搭載しているために、これは視覚障害者の方でも読書を楽しむことができます。また、従来は公共図書館としては提供が難しかった学習参考書や問題集も貸し出し許可が可能になっております。一方、今度は図書館側の導入効果としては、図書の収納というのが不要なので、書籍スペースの大幅な節約になります。もう一つは図書の貸し出し・返却・催促の人手が不要になること。もう1点は、最初に申し上げましたように、図書の盗難・破損・未返却等の損失がゼロに抑えられることがあります。以上のことから、町立の図書館の利用改善や推進を図るためにはぜひ導入の方に少し力を入れてもらいたいと思いますが、その辺はどんなですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今、渡辺議員仰せの点を含めていろいろとしっかり研究してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）次に、学校の猛暑対策ですが、昨日、多田議員の答弁に、財政が厳しいと。なかなかエアコンは設置できないという答弁がありまして、先ほどもありましたけれども、これは確認なんです、エアコン設置に400万以上の費用がかかった場合には3分の1の国の補助があると聞いているんですが、その辺は検討されたんでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）ご指摘のとおり、国の補助制度は3分の1補助でございますけれども、その辺を含めまして、財政状況をかながみて検討をいたしておるところでございます。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）今年のようにこういう猛暑だと、やはり何らかの猛暑対策というのが必要じゃないかと思います。それで、エアコン設置ができないのであれば、次は扇風機ということになるんですが、全小・中学校には扇風機は設置されているんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）小・中学校6校のうち1校を除きまして5校には全教室に配備しておるところでございます。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）その1校については今後どういうふうな対応をお考えですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）それぞれの学校に校舎の建て方等で風通しのよしあしということもあって、その学校については本年度、窓を開閉することによって、大きな課題は起こってはおりません。また、これはどの学校でもですけれども、十分に水分をとるであるとか、あるいは、配備していない1校につきましては、検査値を設けまして、体育館、各教室で気温、湿度によってはそういう熱中症の危険がないかどうかということをつぶさに調査しながら、健康を害することがないように対策をとっておりますので、今後もそういう対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○ 9 番（渡辺）次に、3 番目の認知行動療法についてですが、職員の受講を検討していくという答弁がありましたけれども、ぜひこれを進めていただきたいんですが、それと申しますのも、この認知行動療法というのは今年の 4 月から健康保険適用になっています。そういうことで、ただ、先ほども答弁にありましたように、専門医師というのがなかなか今、国でも不足しているんですかね。これから人材を育成していくという段階だと思いますけれども、ただ、その専門医がゼロではないわけなんです。実際にこの認知行動療法というのを研修したところの保健師さんの言葉がこのように出ておるんです。以前はうつ患者との接し方がわからなかったが、研修後は適切な対応ができるようになったとか、それから、研修のおかげで、相談する側も考え方を整理して対応することができるなどの効果が出てきましたとおっしゃっているんですよ。特にこのうつ病というのは早期発見と的確な治療と、やはり適切なアドバイスというのか、接し方というんですか、これが非常に大事なので、ぜひともこの研修を受けていただきたいんですが、本町でも、広島県では県の精神保健センターなんかで受けるんじゃないかと思いますけれども、ぜひ受けてもらいたいと思います。これは早い時期に。時期的にはどのぐらいに研修を受けられるのか、その辺をお願いします。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）この研修につきましては、県の精神保健福祉センターで本年度から定員 2 名で 11 日間の研修が始まっております。今年度につきましてはもう既に定員に達して、研修を受けるということは難しいということで、人数が少ないもので、研修の回数も少ないので、その辺も考慮して今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○ 9 番（渡辺）今定員がいっぱいということで、早急に研修を受けていくという答弁をいただいたんですが、ぜひともそれをやっていただきたいと思います。第 4 次海田総合基本計画の案の中にも、心の健康づくりの推進という中に相談支援体制の充実に努めていくというのがありますけれども、やはりそうしたことにこれは反映すると思いますので、ぜひともこれを早急にやっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（久留島）11 番、西山議員。

○ 1 1 番（西山）11 番、西山です。4 項目数点について質問いたします。

まず最初に、子育て支援について。現在、4 歳児、5 歳児の 4 分の 1 の方は、子ども

の発達及び行動について不安を抱えていると言われております。現在、母子保健法では1歳6カ月と3歳児で幼児健診を実施するよう定められております。3歳児では発達障害の症状がはっきりしない場合も、集団生活をする事により5歳児の方が判別しやすいこともあり、5歳児健診の重要性が高まってきております。私も過去に5歳児健診の質問をしたこともありますけれども、現実的には専門医確保が難しいので、単町での実施は困難と現在のところ判断いたしております。そこで、質問です。

5歳児発達相談実施要領を制定し、発達相談を発達相談事業として充実させるお考えはないでしょうか。

2、保護者の方に就学前に子ども発達特性を理解していただくためにも、年中組を対象に、基本的なチェックを示し、5歳児発達相談のお知らせを配布するお考えはないでしょうか。このチェックは、だれに見せるものでもなく、保護者が我が子の発達状況を確認して、不安があれば町の相談に行けるというチェックリストでございます。

次に、感染情報をインターネットで集計し、医療機関とも情報を共有することにより感染拡大を防げるシステムが国立感染症研究所感染症情報センターにおいて開発されました。そこで、質問いたします。

町立・私立保育所でのこのシステムの導入は考えられないでしょうか。

次に、幼稚園、小・中学校での導入はどのようにお考えでしょうか。

次に、海田町循環コミュニティバスについて。コミュニティバスは、運行をスタートしてから何度か変更がなされてまいりました。8月9日に全員協議会において、現在運行されていない三迫地区と国信地区に対し、タクシー系車両で定時運行とするという案が示されました。これは地元にもちゃんと説明されております。しかし、10月28日開催の全員協議会では、両地区に対し、バスの運行方法を再度決定するから、この試験運行は延期という報告を受けました。そこで、質問いたします。

タクシー系車両での運行を地元の説明されておりますが、バスで運行決定になった場合の、楽しみにされていた住民に対する対応はどのようにお考えでしょうか。

次に、コミュニティバスとは切り離して、移動手段のない高齢者、障害者、もちろん買い物難民と言われている方たちのためにも、福祉タクシー等の導入は考えられないでしょうか。

次に、公共施設の管理及び備品管理について質問いたします。まず、空調整備の管理についてでございますが、本年は大変に暑い夏でしたが、環境センターの空調は大変に

古く、機能の良好でないまま数年が過ぎてきております。当センターを含め、対応が必要な施設は何か所あり、今後の計画はどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

次に、地デジ化に伴う対応について質問いたします。ふるさと館のテレビは古く、機能劣化も激しく、ふるさと館を含み、来年度の地デジ化に伴う予算措置は何か計画をなされておりますでしょうか。

次に、新庁舎建設について。平成20年5月14日開催の第8回庁舎建設特別委員会において、中学校用地なんですけれども、プール跡地以外の広島市持ち分を取得する場合、約13億円程度と示されましたが、1、約13億円の根拠をお示してください。

次に、秋葉市長に対し、もしもプール跡地に庁舎が移転する場合の書面で、庁舎移転に伴う海田町営プール跡地の用地取得の協力についてという書面におきまして、海田町営プール跡地以外の海田中学校校地の貴市の共有部分の取り扱いにつきましてもあわせて協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお取り計らいくださいと通知を出されておりますけれども、このプール跡地以外の用地について、こちらからなぜ、協議を行ってまいりたいと取り計らいくださいと入れられた理由をお述べください。

最後に、海田中学校組合解散に伴う協定書の重みはどのようにお考えでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁いたします。

まず、子育て支援についての質問でございますが、1点目については、これまでも1歳半健診の事後指導教室をはじめ、医師や臨床心理士による未就学児を対象とした発達相談などを実施しております。また、平成23年度から、発達障害傾向にある5歳児を対象とした幼児発達支援教室を新たに実施する予定にしております。こうした取り組みにより、発達相談の充実を図ってまいりたいと考えています。

2点目につきましては、1歳半・3歳児の健診結果から、発達障害傾向にある幼児とその保護者へのフォローを行うとともに、子育て支援センターや保育所・幼稚園等と連携して、発達障害傾向にある幼児の把握に努め、専門療育機関へつなげるよう支援することにしております。こうしたことから、5歳児すべてに対しての発達確認チェックを行うことは考えておりません。

2点目の感染症情報のインターネット集計についての質問でございますが、県内の市

町においてもこうした取り組みを行っているところがありますので、感染症拡大防止の観点から先進事例を視察するなど研究したいと思っております。

続きまして、町内循環コミュニティバスについての質問でございますが、1点目の地元対応につきましては、今後の比較検討等から運行方法を決定するときに再度説明会を開催することとしております。

2点目の福祉タクシーについては、現段階では新たな制度導入の考えはありません。

続きまして、公共施設の管理及び備品管理についての質問でございますが、1点目の環境センターにつきましては、現在、1階事務室及び2階会議室の空調設備については取りかえを進めているところでございます。その他の施設については、現時点で直ちに改修しなければならない施設はありませんが、設備の老朽化については適切に対応してまいりたいと思っております。

2点目の地デジ化に伴う対応についてでございますが、地デジ化が必要なテレビについては既に対応を完了しております。

続きまして、新庁舎建設についての質問でございますが、1点目の積算根拠でございますが、広島市の共有持ち分に当時の路線価格を参考にした価格を乗じて、町独自に算出したものです。

2点目につきましては、当時広島市から町営プール跡地以外の広島市の共有持ち分についてもあわせて協議をしてもらいたいという要望があり、本町としても応じる必要があると判断したことから、この表現を入れたものです。

3点目につきましては、佐中議員にお答えしたように、現時点において協定は有効であると考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）再質問いたします。5歳児健診、今回、当初の町長の施政方針の中にも、専門医師や心理士による幼児の発達相談事業を引き続き実施し、発達障害児の早期発見に努めるとともに、療育機関との連携を図ってまいりますと。本当に取り組んでくださっていることは十分承知しておりますけれども、やはり事業として、この要領を制定というのは別に今と全然変わったことではなく、明確に5歳児発達相談の実施要領を策定するわけですから、今されていることをもっと、この要領を制定することによって明確な事業化が図られるわけですね。そうすると、今されていることを明確に事業としてするということですので、これは私はしない手はないと。ですから、町長施政方針で発達

相談事業と書かれておりますけれども、今は事業としては成り立っておりませんね。相談されているだけなんです。相談を受け取って専門医に紹介するとかですけれども、この要領を策定することによって、事業として、保健センターを中心にこの発達障害児の支援が充実するということですから、これはやはり私は要領制定というのは今から随分、広島市が昨年制定しているわけですが、大事なことだと判断していますけれども、現場の方からするとこれはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）実施要領につきましては、いわば職員に対する事務処理基準という位置づけになろうと思います。それを定めることで充実するかということではなく、あくまでも、事業をいかに展開し、発達相談を充実するか、これが一つの最も重要なことだと思いますので、あえてそれを直ちに制定する必要についてはないと現段階では考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）続きまして、チェックリストの件ですが、これは別に、年中さんの保護者全員なんです。広島市がされているわけですが、年中さんの全員にこの5歳児の発達相談のお知らせという形で、15項目に対して我が子の心配しているところをチェックしていただいて、だれに見せることもなく、我が子は発達障害がちょっと心配だ、行動が少しおかしいとなると、この裏に相談日を書いてありますので、保護者はこれを持ってその窓口で相談に行くんです。そのチェックリストを行政が管理して云々ではないんです。今先ほども述べましたが、今4分の1の子どもさんが何らかの発達障害、不安を抱えていらっしゃる保護者が多いんです。その判断基準を示すためにも、このお知らせというのは重要です。先ほど要領はしなくても充足できるんだという判断ですが、私はもっと職員の行動というか、明確にした方が動きやすいわけですね、現場サイドといたしたら。ですから、やはりこれは前向きに考えられて、今後このことをすることによって、小学校に子どもさんが入学されたときに授業を受ける姿勢がちゃんとなる、大変な時期の相談なんです。今回、障害者自立支援法改正が成立いたしましたので、この中にも明確に発達障害も対象にということが1項目入ってまいりました。そのくらい今後この発達障害児、者もですが、児に対する認識はみんなが共有していかないといけない時代に突入しているんです。私は今のままでは決していいとは思わないんですが、その点はどのようにお考えでしょう。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）保健センターといたしましても、発達障害傾向にあるお子さんとお母さんへの支援というのは重点的にやっていきたいというふうに考えております。本町といたしましては現在のところ、その支援方法について、ほとんどの子が集団生活に入っていますので、保育所や幼稚園等との連携を深めて実施して、相談体制を充実していきたい、そこで支援していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）その支援する根拠になる要領制定が必要ではないかと言っているんですけども、今後また見守ってまいりたいと思います。

次に、感染症の件ですけれども、これは町の方にも県からちゃんと届いていたと思います。こういう保育園サーベイランスというのができたので活用してほしいということが県から現場に8月9日ぐらいにちゃんとおりにきていますけれども、対応はされていなかったわけです。東広島が報道もされて、対応されていまして、行きましたら、私もびっくりしたのが、東広島の各地域によって地域ごとに、どの地域が熱がどれだけ出ている、どの地域が下痢の子どもたちがいるというのが瞬時に出てくるわけですね。ということは、今すごくノロウイルスの件で、今年は数年来の、前回あって対応が大変だったわけですけれども、今回も、そこまでは行かないけれども、感染が拡大していくのではないかという報道がなされておりますけれども、そういうこともいち早く、このことを活用すれば、手洗いをちゃんとしなさいとか、いち早く、保育所とか集団生活をしているところに情報発信できるわけなんですね。まだ今から調査・研究をしていくということですが、もう8月に県からおりてきて数カ月たっておりますけれども、今までこの通知に対して何も対応はなされていなかったんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）このシステムにつきましては、県の方からそういう通知が来ているのは承知しております。あわせて、このシステムはまだいろいろ修正等をされておったり、一部カスタマイズがされておったりということがその都度連絡が入っております。8月からスタートしたかと思いますが、その後いろいろふぐあいが出たということがありますので、その辺を十分見きわめていた状況でございますので、全く何も手をつけずにおったということではございません。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）首をかしげたくなりますが、ただ、まず保育所からこの制度を導入して、いち早く感染情報を共有するお考えはないでしょうか。まだ勉強されに、東広島に感染症の事務所がありますので、まずそこに、その勉強には、じゃ、いつ行かれるご予定でしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）できるだけ早い段階で、この議会が終わった段階で早いうちに視察に参りたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）次に、コミュニティバスの変更案の件でございますけれども、このスタート時点からいろいろ問題があったわけですが、地元の方にはタクシー系車両で試験運行するというのを地元の方に報告されているわけですね。先日の中国新聞にも出ておりましたけれども、予約ではいけないと。予約のものにはなっておりませんでしたが、いろいろなことがあるから、予約制では不便だとか、延長を検討しているとかいう意見が相次いだからというのが新聞記事となっていたんですけれども、ただ、やっぱりタクシーを期待している住民の方もいらっしゃるわけですね。じゃ、その方たちに対しては、生活道路が整備できたから、じゃ、タクシーでなく巡回バスですよと言われたときに、そこよりも上の方とか、タクシーを、これでお買い物に行くのに便利になったとか、病院に行くのに便利になったと思っていらっしゃる町民の方には、これはやはり大変なことだと思うんですよね。もっと、地元説明をする前にこういった精査は、もしするのであれば、やるべき問題ではなかったかと判断していますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおり、タクシー系車両での実験運行という前にもう少し、道路改良ができるかというのについて関係機関と協議する必要があったのではないかと思います。このタクシー系車両の実験運行を地元へお話しする中で、それよりも道路改良によって現行バスの延伸ができないかという声もあったことも確かでございます。それを受けとめましてしましたので、事前にもっとと言われることは確かに不足していたところはあるかと思いますけれども、今回の検討につながりました。それで、ご質問の中でおっしゃいました点について、町長の答弁でも申しましたように、決定後に説明するのではなしに、現在の考え方では、比較検討ができるようになったときに両案をお

示しして、また地元の方と協議をしたいと。決して、例えばバスの運行の延期が決まっ
てからするのではなしに、今の実験運行を考えたのと、新たに延伸というところの両端
をお示しした上でご説明したいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただき
たいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今の延伸をしてコミュニティバスで運行するということにもしもなりま
すと、1時間サイクルは絶対くるってくると思うんです。今、三迫と国信地域だけでな
くて新町の上の方とかいろいろ、今後、海田町で巡回バスも路線バスも通っていないと
ころで、都市型の中でも買い物難民と言われる方が、やはり高齢化率が高くなれば高く
なるほど出てくるんです。そのときに、今現在では福祉タクシーは考えていないと言わ
れましたけれども、これは、福祉タクシーという一つの形を言いましたけれども、そう
いった形のタクシー運行もしないと、海田町の皆様のそういったニーズに応えられない
ときが来ると判断していますけれども、そのときにはどのようにされるお考えでしょう
か。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まずは現在の循環バスの対応について考えて、将来的な課題というふう
にとらめたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、空調と地デジ化の件ですけれども、今、環境センターは現在、事
務所と、空調整備をしていますとおっしゃいましたけれども、これは補正予算も何も上
がっておりませんが、当初にもなかったと思いますが、その予算はどこから予算
計上されて執行なされているのでしょうか。

○議長（久留島）環境センター所長。

○環境センター所長（百本）まず、今回、後ほど出てきますけれども、減額補正に出させ
ていただいておりますとおり、ごみ焼却処分委託料の方を減額させていただいた中にま
だ若干予算が残っておりますので、その部分を流用させていただいて修理させていただ
くようにしております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）空調を見せていただきましたけれども、当然当初予算に上がってもいい
ような古い機器でございました。流用されたということですが、本来、自治法220

条に、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを流用することができる規定にはなっておりますけれども、私は今回の流用は問題があると思っているんです。執行残は執行残として、またやられるのであれば、それは明確な予算計上として上げられるべき項目だと私は判断しておりますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）議員ご指摘のとおり、確かに予算の執行残の処理あるいは当初予算計上後に生じた理由による予算については補正予算に計上するのが建前であると考えております。ただし、緊急的に、補正予算を組むまでに対応しなければならない緊急事態についての流用、あるいは予備費の充用というのは可能であると考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、暑い夏は故障して使えなくて、現場の方は我慢されて、涼しくなったのに緊急に流用する必要性があると判断なさったのですか。今回の執行残の後に補正で上げられたとしても何ら不都合はないと判断しますけれども、その点はどのようにお考えですか。

○議長（久留島）環境センター所長。

○環境センター所長（百本）議員さんが言われるとおりでございますが、夏の暑い時期に職員は我慢して実施しましたので、冬場の今度は寒い時期に対応して取りかえられればということをお願いさせてもらったものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ちょっと理解に苦しむわけですが、やはり予算の流用、予備費というのは、当初予算でない限り私たち議員には目に見えてこないわけです。本当に自治法にかなった流用、予備費であれば、それは当たり前ですから、何も後から問題は起こりませんけれども、自治法にちゃんとうたってあるわけですから、予算執行に当たってはもっと適切な執行をしていただきたいと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回のケースで申しますと、もっと早くに私どもが気がついて、おっしゃられました夏場も乗り切れるようにすればよかったと思います。今後とも予算執行については適切にとり行ってまいりたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、地デジ対策ですけれども、全部済んでいるとおっしゃいました。

先日、ふるさと館に行ってテレビが故障して見えなかったわけですが、これは地デジ化のテレビでもなければ、建設された、オープンされたときのテレビのままだったと判断いたしておりますけれども、じゃ、終わっているということは、このふるさと館に対して新たな備品というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）ふるさと館のテレビにつきましては現状も研修用として使用しております。先日見ましたが、故障しているようには見えませんでした。録画・再生のモニターとして今後も使用する予定でおります。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）私は見せていただいたんですけれども、故障しておりましたが。ガーガーガーって、全然、映像があっても声が届かないというか、ちょっと大変でした。基本、私はその他にも言うておりますけれども、ふるさと館の第1条には、町民の文化に関する知識及び教養の向上を図るとともに、町民に学習及び集会の場を提供することを目的として海田町ふるさと館を設置するとあるわけです。ましてや研修目的ですね。そういたしますと、地デジ化を対応するに当たってはやはり対応すべき課題だと私は思いますけれども、じゃ、あのままでチューナーをつけて対応なさるのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）先ほども申し上げましたとおり、研修用として録画・再生用のモニターとして今後も活用する予定でおります。ですから、モニター等、地デジ化には、テレビの視聴ということには今のところ考えておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）研修用のDVDのときに音がガーガーガーって対応できなかったわけです。もうあの機器は何年ですか。もう期限が切れていると思うんです。それで研修で対応するという判断は私はできないと思うんですけれども。じゃ、あそこにDVDで研修しようとする方は、実際入れても見られないわけですから。画面は見られるんですよ。音が出ない、音がガーガーガーいうわけですから、この対応。音も大きくなりません。大きくすればガーガーがすごいんです。それで町民サービスは充足していると判断なさっているわけですか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）備品の故障につきましては備品修繕ということで対応させていただこうと考えております。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、公民館等は地デジ化しましたが、あと1台も地デジ化しないといけないのではないのでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）今のところ、来年度の予算計上の上では対応するテレビがないということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、全部充足していると判断してよろしいわけですね。

最後の庁舎問題に参ります。先ほど述べました、跡地の中学校用地を買収する場合には13億程度が見込まれると庁舎特別委員会で言われましたけれども、どの書類を見ても、広島市側が、プールの跡地に海田町が庁舎を建設した場合には、あともう売却するから買ってくださいという文章はどこにも見当たらないんですけれども、10月7日の庁舎特別委員会で町長も、買った場合には13億ぐらいの出費が必要になるということが明確になっていますと。必要ではないですね。それと、またほかの議員さんもその日に質疑をされておりますけれども、やはり13億必ず要るんだと。中学校のプール跡地に庁舎の建設が進むと13億円前後は必ず要るんだと言われているんです。しかし、どの資料を見ても、広島市側が庁舎建設した場合に、あとの中学校用地で使っているところを買ってくださいという文章はどこにも見当たらないんですけれども、この13億がひとり歩きをしているんですけれども、どういう判断でこの13億が要ると判断なさっているのでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）20年5月14日の第8回庁舎建設特別委員会において、委員から、広島市の共有持ち分を取得するとしたら費用はどの程度必要かというご質問がございましたので、町独自で試算した額をお答えしたものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ですから、ただ、そういう質疑だったわけですね。にもかかわらず、この間の庁舎特別委員会で町長も13億要ると。ある議員も……。今ちゃんと広報を出され

ておりますね。広島市は海田中学校敷地の全体約39億円の持ち分の13億で売ると主張していると。また、判明したプール跡地は広島市と共有財産であり、3分の1の13億で売却すると表明したため、町は困難であると判断というのが述べられていますし、町長も、町長の後援会の方に13億要するという話を随分話されているんです。その話されているのがやはりこの10月7日の庁舎特別委員会で町長は述べられているんですね、13億要るのがわかったと。要るのがわかったから、そこは無理だから、子育てと教育施設にしよう。広島市側は売却に応じてくれと一言も言っていないんです。それで、この22年10月7日の庁舎特別委員会で町長はこう述べられたんですね。8人議決をいただいた方がこの特別委員会の中で広島市の交渉を1度でもされて、そういう状況があったかないかという調査が知りたいと。私は、広島市の担当の方に会いに参りました。広島市の考えはどのようになっていますかと。広島市側の答えです。これは、もしもプール跡地を庁舎建設する場合は、そこは売却しますと。海田町の中学校の校地の部分は、協定書が生きておりますから、何ら発生いたしませんと。それは認識しておりますと。私はちゃんと肩書のある人から結果を持って帰ってまいりました。

2番目の質問のところに参りますけれども、今まで確かに、過去に荒木市長の時代とあります。荒木市長の場合は2度、どうおっしゃっていますか、どういう文面で、じゃ、その中学校の校地を貸すという、有償したいという文章でも、こういうことですね、協定書を変更し、有償使用といたしたいので、貴町のお考えについて何分のご回答をいただけますようお願いしますと。そのときに、西本町長時代ですけれども、協定書が生きているので、協定書を変更する理由がないと思いますという回答をされているわけです。次にまた荒木市長の昭和56年ですけれども、無償で貸し付ける理由がないから、協定の変更にご同意くださるよう、重ねて申し入れてこられているんです。それに対して、やはり協定書が生きているから、無償で借りている、変更する必要があると思いますので、ご回答申し上げますと。これで正しい判断ですね。ですから、広島市側もこの期限を切っていない協定書はずっと有効であると判断されているわけです。ただ、いろいろな対応がありますから、こうして何年に1度かは協議に応じていただけませんかという文面は確かに来ておりますけれども、一切発生しないわけです。私は調査・研究に行っていました。それにもかかわらず、次の質問のところなんですけれども、今おっしゃった20年6月11日、秋葉市長に対して、庁舎移転に伴う海田町営プール跡地の用地取得の協力について、依頼を海田町からしているわけですね。そのときに今回の、町長がかい

た広報に載せられております、昭和48年当時に締結した協定書の使用料は無料とする内容が有効であり、海田中学校用地の有償化の協議には応じられないと主張しております。ですから、主張されているのにもかかわらず、もしもプールの跡地に庁舎が移転したときには、それ以外の土地に対してもあわせて協議を行ってまいりたいと考えております。じゃ、協定書が有効でないから協議に応じてくださいと言っているわけですね。そのことはどのようにお考えですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今、西山議員からの質問に対して私から確認させていただきたいんですが、いいですか。

○議長（久留島）はい。

○町長（山岡）西山議員は広島市の研修に行かれたのは何月何日に行かれたんですか。それと、どの部局のどの方に会ってそういう返事をいただいたか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（久留島）趣旨確認を超えておるように思うんですが。町長、趣旨確認にとどめてもらいたいんです。町長、もう一度。趣旨確認にとどめてほしいんです。

○町長（山岡）今の確認をさせていただきたいと思いますが、何月何日に広島市の何部の何課の何の担当の方にこういうお話を聞かれたかについてお願いしたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ちょっと今ここに、いつというのはわかりませんが、名刺は確かに持っておりまして、広島市財政局管財課、ちゃんと役職のある方に面会いたしております。名前は言えません。このときに2人が同席されましたので、じゃ、もしもあれでしたら、財政局の管財課に問い合わせてください。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）町の依頼文のご質問の件でございますが、当時広島市と協議したときにおいて、広島市から依頼文を出されるに当たっては有償化を前提とした協議に応じる旨の一文を依頼文の中に入れてほしいという要請がありました。しかし、本町としては有償化を前提とした協議には応じられない、ただし、協議のテーブルに着くこと自体はやぶさかではございませんので、このような一文を入れたものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ということは、協定書が有効で、海田中学校用地のままで使っている限

りは、海田町側としたら無料で使用できるというのに間違いはないわけですね。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）今まで町長が答弁しておりますように、現時点では協定は有効だと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、その13億という売却を市が言ってきたという文章はないわけですが、それを今、企画部長は議員からの、もしも買うとしたらどれだけ要るかというのに答弁しただけであって、広島市が庁舎を建てたときに、あとの中学校地に対しても売却というのではないということによろしいんですか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）議員の皆様にもご配付しておりますが、20年11月12日の広島市からの回答文において、貴町と旧瀬野川町との間で締結された協定を見直し、有償化することについて協議に応じていただきますようお願いいたしますという広島市の公文書が参っておりますので、広島市は有償化を望んでおると判断しております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）しかし、私が管財課に調査・研究に参りました。協定書は期限を切っていないから有効ですと。広島市も何もする気はありませんと私はもらって帰りました。ただ、これはいろいろな、ここでは言えませんが、やはり議会对応とか監査委員対応とかで、よくわかるんです。私たちももしも海田町でこういうものを無償でいつまでたっても貸していたら、これは有償化すべきではないかと追及しますね。そのときに、それはあり得なくても、やはりこういう行動は起こしておかないと、ちゃんとした対応はできませんね、極論から言えば。しかし、広島市が話されたのは、協定書は有効と判断いたしておりますので、この問題を云々する気はありませんと明確に言われました。それと、皆さんもうご存じだと思うんです、行政のやらないといけないことと現実問題とは。先ほどの質問ですが、13億というのは発生しないということはお認めになりますか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）まず、先ほど申されました広島市の担当者の方が有償化の問題は発生しないとおっしゃったということでございますが、我々は市長名で、有償化の協議に応じてほしいという公文書をいただいております。それはどちらが重たいかといったら、

公文書の方が重たいのは確かでございます。もしそれが、市の方針が変わったのであれば、この公文書を撤回していただくように申し出たいと思います。13億につきましては、場合によっては発生する可能性があると考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）発生しません。それと、今私はるる述べました。確かに何回も、有償化してほしいと。その有償化というのは、借りるわけですよ。そのとき、世間よりも半額ですよ、賃貸契約したとしても。世間と同じ金額ではないわけですよ。校地で使っているわけですから。しかし、それも発生しないんです。13億、売却して海田町に買ってほしいという文章は1行もないんです。借りていただけないでしょうかという、賃借料を有償化という意味ですよ。売却に応じてくださいという文言はないんですよ。でも、それも協定書が有効だから発生しないと言われているんです。先ほど述べましたけれども、しかし、監査委員対応、議会对応のためにはこういった文章が要るから、何年に1回かはやはり広島市側としては出されてきているんです。だから、海田町が応じなければ、協定書は有効ですと一言言えば、何ら発生しない事例なんです。企画部長、今、13億も発生するかもしれないという根拠は何ですか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）有償化と申しますのは、用地買収と賃貸の場合の2つございます。今13億と言いましたのは、仮に買収した場合の金額で、賃貸の場合につきましては、議員ご指摘のとおり、こういうケースでは広島市の基準で半額減額となっております。ですから、整理しておきたいんですが、賃貸、有償化はこの2種類であるということを前提に我々はお答弁申し上げます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）昭和56年の荒木市長から西本町長に対しての文章ですね、使用について。協定書を変更し、有償使用といたしたいのですね。有償使用ですよ。売却でしたら、これはもう使用じゃなくなるわけですね。ここに根拠があるわけですね、売却ではないという根拠が。有償使用ですから、借りてくださいということでしょう。この有償使用という文言をどのように認識なさっていますでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）昭和56年の文書では確かにそのように書いてありますが、先ほど言いました平成20年11月12日の最新の広島市からの文書では、有償化することについて協

議にに応じていただきたいということが明言されております。ですから、そのように今ご答弁させていただいております。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは特別委員会の方でいろんな議員さんの質問を含めて、買った場合は幾らぐらいかかるのかという当時の試算的なことも含めて説明したものでございまして、値段的にも大体そのぐらいじゃないかと、約というぐらいのことでお話ししておるつもりでございまして、現在、市から、先ほど企画部長が話したいろんな文書の関係では、公文書で秋葉市長の方からそういう応じてもらいたいということが来ております。それ以後のことにつきましては、今、西山議員がおっしゃいました、研修に行かれての報告書については我々は把握しておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）13億は、ですから、海田町が勝手に13億程度と言っただけだといえ、そうすると、それを町民にあたかも海田中学校の、確かにプールの跡地に庁舎を建てる時はここに売却に応じておりますと。これは明言されています。広島市の管財課の方がおっしゃったのは、ここと、あと残る海田中学校の校地とは切り離して考えてくださいと。切り離して、ここは協定書は有効ですと言われているんです。今、町長は13億とおっしゃいましたけれども、庁舎特別委員会で13億要と言われているんです。ある議員は、もう13億は売却に応じろと広島市側が言ってきていると。これはひとり歩きされたら困るんです。もっと大事な海田町の施策の問題ですので、こういう安易な数値、安易なこと、決まってもないことを町民に誘導するというのはいかがなものかと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）この金額につきましては、先ほどもご答弁いたしましたように、委員会で委員の方から、仮に買収した場合は幾らになるのかという質問がございましたので、それに対して、町独自で試算した額を答弁したものでございます。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は10時20分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。13番、原田議員。

○13番（原田）13番、原田でございます。庁舎問題につきましてご質問いたします。

昨年の12月に役場庁舎の移転先について、海田中学校の町営プール跡地として議会で決議いたしました。本年9月の定例議会で町長の考えを質したところ、執行権は我が掌中、私に執行権があるという答弁を受けまして、その後、問責決議案を可決いたしました。その後、10月に業務委託の発注を執行されておられます。町的意思決定機関が、町議会の議決が最優先といつも考えておりましたけれども、このような事象について、町長の考えを質したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）原田議員の質問に答弁いたします。

庁舎移転問題についての質問でございますが、庁舎移転問題についての一連の議会決議に対しては真摯に受けとめておりますが、しかしながら、私は海田市駅南口東街区が候補地として最適であると考えに変わりはございません。したがって、庁舎建設基本計画がまとまった時点で議員の皆さんにお示しし、ご理解を得たいと思っております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）業務委託の成果品の提出があって、それに基づいてまた計画を発表したいと。例えば年がかわって3月議会、予算議会ですよ。これに関連した予算は、今のままでいけば、平行線をずっとたどっていますから、予算審議をしても、結果がもう見えているんです。そこだけ削除して修正をかけて可決するというような方向に行ってしまうかもしれないという危惧があります。それで、今の委託の発注についてお伺いしますけれども、財政課長、これはどこが入札で落札されたんですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）指名競争入札を行いまして、株式会社東畑建築事務所が落札しております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）その東畑という、コンサルタントか建築設計の会社かわかりませんが、海田町における東畑さんの実績というのはどんなですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）今まで受注したことはございません。今回が初めてでございます。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）指名入札だったというふうに答弁がありましたけれども、指名を行われた、いわゆる指名委員会のトップ、副町長だろうと思うんですが、東畑さんが指名業者として選ばれた、何か圧力があつたんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）圧力はございません。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）あまり実績のない方がひょこっと来られたというふうな感じは受けるんですけどね。

それじゃ、質問を変えます。真摯に受けとめておられると。決議を含めて、問責決議もそうですけれども、真摯に受けとめておられるという、ずっとその答弁をいただいておりますが、どのようなお気持ちで、町長が言われるのは、私は駅前が一番いいと言われるんですが、例えば今までずっと委員会も開催して、委員会の中身も十分ご存じだと思います。最初に7カ所の候補地を3カ所に絞りましたよ。3カ所に絞って、どうしましょうかというところで、住民さんからアンケートをとりたいと。アンケートの結果は尊重いたしましょうというのは経緯の中でご存じと思うんですが、それでも中学校のプール跡地が一番多かったと。43%あたり。駅前が36ぐらいの数字だったんですけれども、ここに駅前が一番いいという根拠、いわゆる地域の活性化とかいろいろ文言を並べられましたけれども、中学校のプールの跡地では地域の活性化に行かないという話をまだ具体には聞かせていただいております。そこら辺の比較を、プールの跡地でなくて駅前だということの決定的な根拠は何なのかということをここで聞かせていただきたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この件につきましては昨日も西田議員並びに多田議員に対しても答弁はさせていただいたつもりでございますが、海田中学校のプール跡地の問題は、先ほどの西山議員の指摘の中にもあったように、海田町と広島市との共有の土地というのが大きくクローズアップしてきたものが大きな原因の1つでありますとともに、また、先ほど来いろいろ景気対策とか、町民に十分な福祉対策をやりたいということから、私はとにかく人口増、まちの発展とにぎわいということを考えますと、前町長がやっておられた駅

前の区画整理を途中で変更させてもらったという経緯も含めて、改めてまちの開発には駅前を中心とした大きな起点のシンボルマークとしての庁舎の建設が望ましいという判断をしまして、いろんな各種団体の皆さんとか町民とのいろんな協議の中でいただいたことを踏まえて今日、昨日もお話ししましたように、特別委員会の中でも、先ほどの西山議員のように広島市の一つの調査・研究もなさっておらなかったというふうなことも含めて、やはり同じような形で今回、駅の南街区へ決定させていただきたい、こういう考えでございます。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）決議を8名で海田中学校のプール跡地というので出させていただいて可決しましたけれども、町長が言われるように、研究していないじゃないかという言葉は、これは撤回願いたいですよ。何もしないで8名が汗もかかないで決議を出したんじゃないですよ。それぞれの皆さん、電話をいただいたり、ファクスもいただいたり、それは町長にお見せしていません。個人名が入っていますから。でも、住民アンケートのことを非常に皆さんはおっしゃって連絡いただきます。なぜ住民の意思が尊重されないんですかという、その1点を随分言われます。じゃ、議会は何をしておるんやと、逆に今度はおしかりを受けるわけです。それは方法として、一般質問をするとかいろいろありますが、最終的に8名が決議を出させていただいたという経緯になっているわけです。今の中学校のプールの跡地、あそこのいわゆる東広バイパスの平面交差部ですけども、幅40メートルで道路をつけました。今の道路のふちからそれぞれ50メートルの幅を持って都市計画決定で近隣商業に指定されたと思います。これで起爆剤になるだろうというふうに私も思ったけれども、それはあのあたりの都市計画決定は、じゃ、近隣商業にした意味はどうなるんでしょうか。庁舎を向こうへ持っていけて、なおかつ皆さんが張りついていただけるという方向を示していけないんですかね。どうでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）昨日も議会の皆さん方の質問に対して答えたんですが、各候補地のメリット、デメリットについて、私は昨年8月20日以降4回にわたって町の皆さん方に説明に歩いたわけですが、今ご指摘のような形で8名の方は議決をいただいたんですが、その中でメリット、デメリットが町民に浸透していないというふうに私は判断して、今日までずるずると延びた形で、メリット的にも随分遅くなるということから、私の判断でこういうふうにさせていただいたということでございます。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）それじゃ、具体にお願いしたいんですけども、デメリットは何ですか。

中学校プール跡地に庁舎が行くことについてのデメリットですよ。お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは先ほどの広島市との協定部分の買収に対する金がかかるし、そしてまた、学校の校地を子どものために使わない、少しでも狭くなるという問題に関して私は危惧しております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）中学校にある町営プールですよ。これは今、校地としての用をなしていますか。プールが今ずっと残ったままですよ。50メートル、9コースが。ここへプールを解体して庁舎を持っていくことで、現存の中学校の校地が影響を非常に受けるのかどうかというのもその辺はどのようにお考えですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）中学校の校地が少なくなれば影響は十分にある、学校の教育に影響があるというふうに判断しております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）じゃ、教育委員会の方からしていただきたいんですけども、今の町長の答弁を受けまして、教育委員会もまさにそのとおりであるという判断をされますか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）それは、いつも私は言わせていただいておりますけれども、学校の校長として学校を経営していく場合には人、物、金というような言い方をさせていただいておりますが、物という土地そのものについても、それは広いにこしたことはない。条件はいろいろあります。ただ、教育の立場で考えた場合、社会教育施設と接して建物、施設をつくるというのは過去もいろんな、学社融合という形で、社会教育施設が学校に隣接して建てられたというケースはたくさんあるし、効果があります。だけど、今のこと、庁舎というのがどういう意味合いを持つかというのは私もいろんな面で、これ以上は私の立場では言えませんが、例えば海田町の場合で言えば、小学校4校に全部プールがございます。西中にプールがございます。そして、今、海中にはプールがありません。だけど、これは水泳の指導をする先生のいい人がおられたり、または諸条件があったら、また金さえありゃプールはつくりたい、こんな思いはあります。だから、現状、

例えば今建物が建っておる中のところでプールをつくるとなると、本当に校舎と校舎の間に建てるしか現実はないのかなというようなことも考えたり、多くは立場上言いにくいところもありますが、子どもの教育のためにはそれはいろんな意味で広い敷地やら、いい意味の箱物といいますか、そういうのがあれば大変ありがたいというふうには思います。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）非常に答えにくいんだろうと思います。

それでは、昨日の住吉議員の質問にもありましたけれども、幼稚園と保育所の一体化という問題があったんですが、私は海田市駅南口、例えばそこへ建物を建てるのであれば、民間の主導権でもって建てて、保育所を駅前へ持っていけば、そりゃ随分来ていますよ。働きに行くときに自転車が駐輪場に置いて、かつ駅舎近くに保育所を用意していただいたら、かなりいいだろうと。便利であると。商業施設も欲しい。いわゆるスーパー等もその一角に入っていたら利便性は向上すると。そっちの方を思うけれども、役場庁舎は年に一、二回行くことはありますけれども、それは別のところでも構わないというご意見もいただいております。だから、民意をどこまで引っ張ってあげていくかというのが僕らの使命だろうと思います。だから、決議文を出しましたし、町長がどうしても駅前に固執するというのがどうも僕らには理解しがたいんですよ。何があるんですかと思うんです。だから、もっと明確にメリット、デメリット、地域の活性化はどのような活性化が見込まれてメリットですよと。でも、メリットがあるということは、裏を返せばデメリットもあるということですから、どこへ候補地を持っていってもそうです。その中で取捨選択して、最大多数の最大幸福とよく言いますが、それを選ばれるのが私はトップの判断だろうと思うんですが、その辺について。4回、各小学校区を分けて説明会をやられましたね。それも広報に、やりますよと出ました。ところが、あれは去年の6月じゃったかな、7月じゃったかな、広報の紙面じゃなくて、広報に挟み込む形で、説明会を開催していきますという突然入ったんです。紙面の活用じゃなくて、広報を配布するときに合わせて別紙が入ったような感覚です。えっ、これ、やってるんだわというふうに感じますよ。時間のすき間へ持って行って、すばっと入れられて、広報をだっと配られたら、もう決定したのかなというふうに町民は受け取りますから。そういう手法がどうも疑心暗鬼になってくるんです。だから、やられるのなら紙面をちゃんととられてやられりゃよかったんです。このたびの12月広報の見開き、町長の

ご意見が載っています。ところが、あれも町の意見としてはこうですよと書かれりゃよかったんですが、私見というふうに見れるんですよ。私はこういうふうにと考えると。だったら、それこそ別刷りで、広報へ入れずに、自分の私見として後援会広報とかいうので配られるべきじゃなかったかと思いますが、いかがですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）それぞれ皆さんにおきまして、私に質問、個人的な考えも見解も相違があるということは承知しておりますが、それなりに今まで過去の特別委員会を含めて、1年間たってもいろいろ進行しないということから、改めて、先般からいろいろ町内の皆さんから、どうなっておるのかという1つの疑心暗鬼な話がたくさんございますので、改めてそういう広報をさせていただいたわけですが、ただ、私は何回も委員会でも申し上げましたように、ひとつも駅前はどうしてもいけんというなにはありませんが、町が発展するためにはやっぱり駅前の活性化。今の海田市の駅が本当に活性化しておるか。過去の町長さんのときに5.8ヘクタールの都市計画決定をされていろいろやられたが、原田議員ご承知のように、何の成果もなかったと。それを、私が町長にならせていただいて、2年間かけて都市計画の変更、2ヘクタールに変更させてもらった。それを機会に、改めてまちづくりを、地権者であるJRと千葉倉庫さんに理解をいただきながら今日までずっといろんな協議をさせていただいて、また前千葉社長さんなんかにいろいろ話の中におきまして、駅前にそういうふうな託児所とかお医者さんがどうかという話もいただいております。そういうことの総合的な判断で、駅前の有効的な利用とか、町民に対する福祉の向上に対することも視野に入っています。そういうことを含めて今後設計的なことをやらせていただいて、皆さんにまた見ていただいて理解をいただきながら、本当にここでよかったという、今現在の時点じゃなしに将来の海田町に向けての発展におけば、必ず駅前は私は信じてやまないと思っております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）今の町長の答弁の中で、どうしても駅前じゃというようなことは、ちょっとかすめたような発言がありましたが、逆に、じゃ、駅前の開発をする、駅南口の開発については、それは僕らもやぶさかじゃないです。しっかり開発していきたい。けれども、庁舎があそこへ行くこととそれがどう絡まっていくのか。例えば庁舎が占める割合が、あそこへ行きますと、年間のいわゆる租税、民間が持つ床面積、土地の所有ということになると固定資産税が入りますよ。役場庁舎にはゼロだろうと思いますがね。今

の海田中学校のプールの跡地、これは今、公有地ですね。公が所有する土地ですから、これについては今ももちろん固定資産税もありますし、だったら、そっちの方をもう少し有効な活用をされて、皆さんが本当に喜ばれる部分で駅前再開発に臨まれた方が私はもっと賢いだろうと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは何遍答弁しても理解がいただけないかもしれませんが、今現在、今まで22回の特別委員会をずっとやっていただきましたときにも、その当時の様子とか条件につきましてもる皆さん方にお話しした結果でございまして、確かに初めに7候補地から3候補地に絞って、また次にどうかということから踏まえて、総合的な町の、先に、将来にわたっての町の発展、先ほども話がありましたように、年に1回か2回しか行かないというふうな、庁舎の用事が少ないというふうに多々いろんな方から聞いております。そういうことを含めまして、やはり駅前の開発。ただ、皆さん方にも行っていると思いますが、京都とか神戸の方のいろんな区役所とか市役所等の研修に行っておりますが、駅前の利便性というのは非常に高い効率をもって、私も何回か行かせてもらいましたが、そういう地理的な条件というのは大きく左右するというふうに考えておりますので、私は皆さんの交通の利便性のいい、循環バスの通っている海田町の駅前にぜひにお願いしたいと思っております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）やっぱり固執されておるというふうにしかどうしても受け取れませんから、これは何度質問を繰り返しても同じ答弁が返ってくるでしょう。ただ、循環バスの話にしても、今、町長から出ましたけれども、起点は今、駅前です。いろいろと交通問題についてもこのたびも一般質問で出ていますけれども、ルートを変えるとか、拠点をちょっとずらすとかいう方法は今からでも考えられる話です。だから、例えば、極論になるかもしれませんが、住民さんの方から、私はあまりやりたくないと思うんですけれども、署名運動でも出て、中学校プールの跡地で3割を超える、4割を超えるぐらいの署名が集まってきたら、そのときは方向転換をやっぱりされませんか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）署名運動の問題につきましても、駅前にやってくれという署名は過去にいただきました。そして、今でもそういう署名運動もしたい、やりたいという方も私の方には来ておりますが、そういう反対とか、ここに固執するという問題につきましては、

という形でもおやりになっても結構でございますので、その判断はまた我々としてさせていただきますと思っております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）このままずっと進んでいると、それこそ移転の時期が迫ってくるしというんですが、最後の質問にしますけれども、昨日、西田議員の方がされて、明解に出てこなかった部分があるんですが、一度も、だから、海田中学校のプールの跡地への移転についてはお考えでないように受け取れましたけれども、工期的に、工事が始まる、用地買収を終えておかにゃいけんという時点がありますね、時限が。中学校にした場合に、これからの進め方で、仮庁舎を設けなくても中学校の方への移転は可能だというふうに考えたことはございませんか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度も繰り返すようでございますが、中学校の校地は広島市との大きなハードルが控えておるといふふうに考えておりますので、私は考えておりません。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）最後になりましたが、14番、前田です。2点ほど質問させていただきます。

まず最初に、独居老人の生活確認ということで、独居老人に対して公費で月に二、三度、配食宅配サービスをやらないかと。そのことによって、転倒等いろいろけがをされたとか、あるいはいろんな形、高齢者の脳溢血とかの生活状態が確認できるのではないかと、こういうようなことで、公費でもって直接本人に手渡しをして、その健康状態を確認する施策はとれないかということがまず第1点。

2つ目には、7人目になりますが、庁舎問題でございますが、いろいろ町長はあっちこっちで説明会をやったとか、今いろいろ説明が出ておりますけれども、町長の中で話が全然ちぐはぐになったり、嘘ばかり言うて、まさに〇〇〇町長そのものであります。このことで私は二、三聞いてみたいと思うのですが、まずこのたび、今2人ほどからも出ましたが、広報の問題。私はこう考えておりますと。私が考えるんだったら、いわゆるマニフェストなり自分の政治活動の中でいろいろやられればいいと思います。説明の中でも、何の反対も出ていないんだとかいろいろ言われますが、あなたの説明会の中でもいろいろ反対が出ております。駅前が暗くならないかとかというような質問も出て、おかしいんじゃないかと。そうしたら、あなたの答弁が、どこにつくったって、休みに

なりや暗いじゃないかというような、全くくだらんような説明をして、説明した、説明したと、こういうことを言っておられます。まさにあなたの説明はいいかげんで、町民がそのまま納得できるようなものではない。だから、話は前後しますが、今言いました、広報を使つての宣伝、まず、こういうのは選挙違反にもなるんじゃないか、選挙の事前運動にもなるんじゃないかというようなことも考えます。

そして、中に、今言いますように、前後しますけれども、いいかげん、〇〇〇だというようなことを言いますが、例えばこれまでの経緯の中にも書いておりますが、五、六行目ぐらいから、もっとその後ろですか、中学校用地云々というようなところにもありますが、仮にプール跡地が庁舎建設の候補地になった場合と。候補地になっていないんですか。あなたも先ほども言われましたし、今、原田議員からも出たとおりです。いわゆる庁舎の建設用地が7カ所あったものが、委員会で絞って3カ所になって候補地に挙がったんじゃないですか。仮になった場合というのは、これはどういうことなのか。だから、いいかげんなことを書いておられます。町民を迷わすような。そういう考える会の中においても、13億要るんだとかいうようないいかげんなことを言うておるわけです。今の答弁でもありましたように、13億は、もし買収されればということで、部長も言われたように、仮にそうしたときに概算を出したものであって、そんなものは公式に出たものでないと。当たり前のことなんです。あたかも、住民説明には13億要るんだと、こういうようないいかげんな説明をして、自分の言い分を有利な方に導こうと、こういうふうにやっておられます。そして、今回この12日にひまわりプラザで行われた説明会にも、町の指名業者、こういう方を無理やりいわゆる踏み絵状態といいますか、おまえ、来るのか、来んのか、そこまで言われたかどうかはわかりませんが、先ほどの西山議員の質問でも言いますが、市役所のどこへ行ったんな、だれのところへ行った、それと同じようなことであって……。

○議長（久留島）前田議員、質問の要旨を。

○14番（前田）今行きます。戻りますよ、だから。特定業者を集めての説明会。それと同じことで、その業者の名前を言いなさいと、こんなようなことにもつながっていくので、言いませんが、今、議長からも、趣旨が外れると。そういうことなんですよ、あなたの言われておるのは。そういう反問はやめていただきたい。これは一言、苦言と同時に、なぜそういう町の指定業者だけを集めての説明会を開くのか。自分の言い分をいい方に誘導しようと、こういうことの考えではないか、このように考えます。

それから、先ほど来もいろいろ出ておりますが、プール跡地、要するに8名の議員が出しながら、それ以上何の検討もしておらんのではないかと思います。要するに7カ所の候補地を3カ所に絞るまでにいろいろ検討して、住民アンケートをとって8名の議員がそれに、原点に立ち返って町民の声を聞くことこそ真の町政ではないか、このように考えますが、ここで町長の考えを尋ねます。以上です。

○議長（久留島）ただいまの前田議員の質問の中には不適當な部分があると思われますので、後刻、会議の録音を聞いて措置することにいたします。

町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁いたします。

まず、独居老人の生活確認についての質問でございますが、1点目と2点目については現在、配食サービス事業として、65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などで、食事の調理が困難な方などを対象に、宅配費用を公費で負担し、週5日を限度として夕食をお届けしております。

また、生活実態、元気度の確認につきましては、配食サービスのご希望があったときに把握を行い、夕食をお届けする際には、ご本人の安否を確認の上、食事を受け取っていただくことにしております。その他にも、65歳以上のひとり暮らしの方などを対象として、希望者には電話で安否確認を行うあんしんホットコール事業を実施していますので、食事の宅配、元気度の確認につきましては、現在実施している事業形態で継続していきたいと考えております。

続きまして、庁舎問題の質問でございますが、1点目につきましては、庁舎移転を町長と考える会は私の支援者が開催したもので、庁舎移転問題を住民の方に理解をいただくことを目的とした会でございます。

2点目につきましては、私は庁舎移転問題について説明してほしいと依頼があったため会に出たものであり、出席者については全く関知はしておりません。なお、当日は町内の業者だけではなく一般の方も出席していただいております。

3点目につきましては、広報を通じて町の政策や町長の考え方等を広く住民に周知し、理解を得ることは、一般的に行っていることであり、公職選挙法に抵触するものとは考えておりません。

4点目につきましては、1点目でお答えしましたとおり、この会は庁舎移転問題を住民の方々にご理解をいただくための会であり、選挙運動ではございません。

5 点目については、過去のどの答弁を指摘されているのかわかりませんので、お答えすることはできません。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）再度あれですが、今の配食問題ですね。特定の方にはそういうふうに公費でやっている、こういうことのございますが、私の言うのは、定期的に全高齢者の方に、そういう生活実態を把握するために、無理やりという言い方はおかしいんですが、定期的に配食することによって、高齢者はこういう寒い時期だと脳溢血とか、あるいは階段等で転倒、骨折、いろんな形で動けない状態になったりするようなことがあるのではないか、そういうことの安全、家庭内でのけが等の安全確認の意味からも、全員に、希望者だけじゃなくして、やる必要があるのではないかと。過日もいろいろありました。111歳の老人が、場合によっては30年前に亡くなっておったんじゃないかというような、いろんな社会問題が起きております。長年本町にお世話になった方に少しでも快適な生活をしていただくためには、今町長が言われました65歳とか70歳とか、どこかそういうところで区切って、元気な方も含めて、希望者だけじゃなくて、やる考えはないかどうか。月に一、二度でいいと思うんですね。極端に言うたら、毎日とかそういうことじゃなくして、せいぜい一、二度の宅配でいいと思うんですけども、直接本人に会って、その健康状態、あるいは、元気でおられても、そういう転倒とかのけがで出られないとかいうような場合もあるので、玄関で大きい声をかけて確認するということができるのではないかと、このように考えますが、どうですか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）確かに現在の配食サービスでは調理が難しい方を特定しております。しかし、これにあわせて、先ほどの電話による確認、または長寿保険課の介護保険法の中と専門職2名、または地域包括支援センターの看護師、保健師等を含めまして、今の高齢者に対しては家庭訪問をして体の状態、または、必要なサービスがあればご助言をするということを進めております。この訪問につきましては、今年度で約1,200件ほどの、延べであります。訪問をいたしております。こういうことを総合的にあわせて、よりなるべく多くの高齢者の方の自宅を訪問して、現在の事業の形態の中で安否確認ができるように努めていきたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）ということですから、今言いましたように、近ごろは家庭の中でもいわ

ゆる携帯電話というか、子機、そういうものが持ち運びで、電話等の確認では不十分であらうと。ですから、直接顔を見るということ、あるいはまた、そういう配食を全員にやることによって、食事の食べられた量の確認とか、いろんなことで健康状態が把握できるんじゃないか、このように考えるんです。ですから、直接手渡し。あくまでもそれを。過去、昔は老人会さんとかが戸別に個人のお宅を訪問されて、おじいさん元気にしておるかというふうな確認方法もやっておられたようですが、全部民生委員さんとかそういう方をお願いするというのは大変民生委員さんも労力が要るので、そういうどこか特定業者とといいますか、給食関係のところへお願いして、確実に手渡しをして健康度を確認してくれというような、そういうもののいわゆる報告書みたいなものをいただくような何か方法をとってやる考えはないか、どうですか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）確かに全世帯に対してそういうことができれば確実に確認ができると思いますけれども、現在、先ほども言いましたけれども、職員が家庭の方を毎日訪問して状態を確認するというのも続けておりますので、現状においてはこのやり方でやらせていただければと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでは、庁舎問題の再質問に行きますが、町長、最後の5番目については意味がわからないと、こういうようなことですが、言いましたように、8名の決議案が出ておる。にもかかわらず、あんたら、8名の決議は出したけれども、何にも検討しておらんんじゃないか、代替案を出せやと、こういうようなことを言われておるわけです。おかしいんじゃないですか。町長が駅前だから、駅前はもろもろで、我々は町の発展にもつながらない。先ほども一部言いましたが、駅前は今ごろ、4時半、5時ごろというたら、このごろはもう真っ暗なんです。それで、今ごろは4連休、5連休という時代に、駅前は1週間真っ暗じゃと。町の発展につながらないよと、こういうことを言うておるわけです。ですから、今のプールの方がアンケート結果でも43%、一番多かった。先ほども言いました、町民の声に応えることこそ行政の原点ではないのかと、こういうことを言うておるわけです。私どもは、先ほど言いましたように、7カ所の候補地を3カ所に絞って、プール跡地でぜひ町長、やりましょうと。代替案じゃないですか。決議を出しただけで、何もしていないと。それはどういうふうにか考えるのか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに決議の文も皆さんにいただいたわけですが、昨日、西田議員や多田議員のときにもお話ししましたように、21年4月3日の庁舎特別委員会に関する決議によって、議会において慎重に検討する必要があると、特別委員会を設置してということも昨日申し上げましたが、その中にありますように、議会も各候補地のメリット、デメリットについて、今、原田議員も先ほどそんなことにも触れていただきましたが、確かに議員の皆さん方に町民からいろんなことが入ってくると思っております。それを何かの意味で町民にわかるようにしていただきたいかったというのが私の本音でございます。そういう意味におきまして、現在、皆さん方のことについては十分に何回も繰り返すようでございますので、昨日の答弁でそれに十分に答えておるつもりでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）前後やら重複するかもわかりませんが、昨日来の答弁でも町長は言うておられるんですよ。広島市との買収交渉は何もしていない、こういう答弁をされておるんです。だれの質問であったかは覚えんですがね。しかし、委員会の中では、何十回というのは嘘かもわかりませんが、買収については内諾を得ておりますと。先ほど出ておりますが、3億ぐらいたとかいうように額まで提示されておるんですよ、ほぼ。概算ですけどね。にもかかわらず、広島市との交渉はしていないというような答弁をされたんです。だから、嘘じゃないですかということを言うておるんです。議長はどの辺のことを不穏当な発言と言ったのかはわかりませんけれどもね。本当のことを言うてないんですよ。そういうことでは困る。そして、JR、千葉倉庫用地についてはあたかも話が決定したように、今、原田君の質問にも答弁されております。子育て支援センターをつくるとかなんとか、わけがわからんですけれどもね。JRとの交渉なんか、それこそ一歩も進んでいないんじゃないですか。まさに嘘そのものじゃないですか。どうなんですか。どこまで進んでおるんですか、お答え願いたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）私の方でいろいろ協議会の方で、特別委員会なんかで、あったことについては千葉倉庫さんにもJRにもその都度私の方から説明に上がって理解をいただくようお願いしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それは千葉さんのところは話はされておるのかもわからんですよ。私が聞いておるのは、JRとはどこまで行っておるのかと言うておるんですよ。JRとの話

がどこまで行っておるか聞いておるんです。千葉さんとは個人的に、過去の委員会の説明でも聞いておりますよ。最後ですから、役場とかを建てるのなら、町に奉仕したい、ぜひそういうことで、庁舎を建てるのなら売りましょうと。条件がついておるんですね。条件つき。庁舎を建てるのなら売りましょうと。それで、昨日、佐中議員だったかな、こういう答弁もしておる。もしあったらどうなるのかと。あとの用地はといったら、個人の勝手と副町長は答弁しておりますね。区画整理してお返しするんだから、あとは個人の勝手ですよと。事実そうなんです。ＪＲも売らないよ、千葉さんもそういうことで話が合わんのなら売らないよと、もし土壇場で言われたら、今言うた基本設計も380万も出してつくった。全部無駄じゃないですか。そのために、今年の当初予算、原田議員のあれで、あんたら議会で予算を通したじゃないかとは言っておられますが、附帯決議つきじゃないですか。いわゆる条件つき予算じゃないですか。用地が一本化して決まった時点で執行しましょうと。今言う、用地が買収できない可能性がある。ＪＲもね。本人に返すだけだから。そういうものに無駄な予算を使って、そういうことで税金の無駄遣いをしてはいかんから、いわゆる条件つきで、用地が一本化されるまで執行しませんよ、しないでくださいということで通しておるんじゃないですか。にもかかわらず、わしはもう無理やりやるんじゃ、おまえら議員の言うことなんかみじんほども聞く耳はないよ、こういうことなんです。今言うた、仮定の話で悪いかもわからんが、ＪＲも何ほども、先ほども言うておりますが、交渉していないわけですから、交渉不成立は当然あり得るわけです。だれが責任をとるんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先ほども申し上げましたように、ＪＲさんにも千葉倉庫さんにも委員会で
の経過について説明にはその都度上がっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それ自体がおかしいじゃないですか。委員会でＪＲの話はどこまで行っ
ておるのかと何回も言うておるが、言うてないよ。だから、今再度聞きます。どこまで
行っておるんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）現在、私が駅前に対してのお願いをした経緯も含めて、ＪＲさんと千葉倉
庫さんの方にはそういう説明をさせていただいております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田） どうも理解ができませんのですがね。どこまで話が進んでおるかと言うておるんです。内諾を得ておるとか、広島市の場合ですと、プール跡地は売却には何の異存もありませんよと。売却にいつでも応じますよと。こういうところに話が行っておると。こう言うておる。先ほども言いましたが、重なりますけれども、市とは何の交渉もしていない、こんなような嘘を言うたりね。だから、言いにくいだろうと思うけれども、企画部長、J Rとの交渉にはどれくらいの期間を要するの、漠然と。1年なり2年要ると言う人もあるんだよ。だから、そこらのことは言いにくいかも知らんが、先ほど原田君も言いましたが、プールなら、今着工すれば無駄な金を使わんでいいんじゃないかというような趣旨のことを言うておりますね。仮庁舎もつくる必要はない。引っ越し費用はどこにつくっても要るわけですが、今の町長の話だと、J Rの交渉、あるいはそういうことを考えると、4年も5年も先になって、4年も5年ものいわゆるリース代とか仮庁舎、そういうものの無駄な金を払うことになる。そういうことをやめることも含めて、どうなんですか、部長。何年ぐらい、漠然と。答弁できるか。できにゃ、副町長でもいい。

○議長（久留島） 企画部長。

○企画部長（大久保） 現時点ではまだ基本計画の策定途中で、全体計画とか事業主体、どのような手法でやるかということがわかっておりませんので、J Rとの交渉にどのぐらいかかるかというのが現時点ではわかりません。

○議長（久留島） 前田議員。

○14番（前田） ちょっとそれるんだけど、町長、先ほども言いましたが、あなたはこれの答弁が返っていないんだけど、町長と庁舎を考える会で、13億円要るんだということを説明されておるんですね。これは行った人から聞いておるんですがね。その中で3名の議員の悪口も言われたということで、それは我々は常に批判される立場にあるので、そのことについてはとやかくは思いませんが、説明会で13億要るんだと、こう説明されておるんです。安芸消防がどうやらなったり、消防組合がどうやったりという要らん話もされておりますが、考える会とか語る会でもないんですが、そういう話の情報が入っております。あたかも13億要るんだと。先ほど来13億が随分問題になっておるんですが、町民を惑わすようなことを言うちゃいけません。あなたは先ほども、ちょっと私も言いましたが、言葉が不十分ですが。いかにも駅前でないだめなんだというふうな、誘導しておるわけですよ。本当の説明をされていないんですよ。これをどのよう

に考えますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）決して誘導はしておりませんが、そのときの皆さんの質問等を踏まえて、こういう形で大体そういう、市の方で買ったらどのぐらいかかるという概算的な話は示しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほど言いましたが、1週間も駅前が真っ暗じゃないかと。おい、海田の駅前へ行ってみいや、夕方になったら猫の子も歩きよらんよと、こんなようなことを言われるようなところに庁舎を持って行って、町の発展になるか。町長の説明会にあります。役場を持っていったら、どこへ行っても暗いんだよ、夜は。電気を消すんじゃない、休みがありや暗いのは当たり前じゃと、こういうことを言われておるんです。そのとおりだったら、駅前は随分寂しいことになると思う。そんなようなことで町の発展やらシンボルタワーになるんですか。あなたが言うのを、私もこれはいつかも言いましたが、先ほどの答弁でもありました。窪町の再開発、5.8ヘクタールやめました。3ヘクタールになっておる。これで町の発展。あわせてどうなんですか。なりますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに駅前の開発にはやはり何かの起爆剤がないといけんという判断を当初から皆さん方に説明しております。そのためには地権者の方も町の公共に対しては協力は惜しまないということをお願いしておりますを含めて、駅前ではかなり大きな、今までおくれておった都市計画決定の関係を変更したことによって、ぜひ駅前の活性化と人口増を含めてまちの活性化を進めていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）どうもそこらが理解できんですがね。あなたが言われるまちの活性化やら人口増、私はこれは過去に何回も言うてきておるんですね。町内移転もあるわけですから。町内異動というかね。ですから、即刻、あなたの答弁では、5,000万の税込増だ、だから町の発展につながるんだと、こういうようなことを言われておるわけですが、そうじゃないんじゃないですか。町内異動じゃったら、確かに駅前、そういうところからは5,000万の税込増になるかもわかりません。ところが、ほかのところが沈んだら、即駅前のシンボルタワーイコール5,000万円プラス、こういうことにはならないじゃないですか。そこらはどのように考えておられますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに私の方でそれをするわけじゃないんですが、今現在、経済情勢が非常に低迷しておりますが、海田市の駅という立地条件は、あるディベロッパーとかいろんな方の話を聞きますと、非常に好条件の位置にあるということもいただいております。そのためにも、ぜひまちの発展のために駅前の活性化は必要じゃないかというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）駅前の活性化そのものについてはとやかくは言いませんが、だから、先ほど原田君もあった、商業施設でいいんじゃないか、そういうふうに誘導したらいいんじゃないか。海田商工会も何もしておらんんじゃないかと。中には理事をしておる議員もおりながら、商工会は何にもせんんじゃないかと。こんなようなことも言うておられますが、商工会としても動きにくい。20数年前にも大きなタワーをつくりました。設計図ね。パスをつくって。ご存じのとおりです。ところが、昨日もありましたね、だれじゃったかね、下岡議員だったかね、いわゆる三セクがまじってやったものはことごとく失敗しておるじゃないですか。事実、近くは呉ポートピア、これはもう出ておりますね。広島空港。ちょっと離れて倉敷チボリ。いろんな面で三セクが入ったものはことごとく失敗しておる。海田町もその二の足じゃないが、四の足か知らんけれども、4番目か5番目にまた挙がってくるんじゃないですか。ですから、町民にリスクを負わすべきではない。要するに石橋をたたけというのが我々の言い分なんです。どうなんですか。実際に身近にいろんな事例があるじゃないですか。それでもあなたはまだ固執して特定業者、そこを選んで。それは先ほどもあった、黒いものを感じるよ。圧力があつたんじゃないかというのは、こんな設計でもね。こういうふうに話が変わっていく。憶測を生むわけ。ですから、町民に過大なリスクを負わすべきじゃない。漠然と試算、これもどんぶりですが、総工費約80億から100億の仕事なんですよ。そういうものに町が関与して、繰り返しになりますが、JR用地交渉をする。JRは民間には売らない、公共団体が絡んでいるものなら売却しましょうと。先ほど来どこから聞いたんな、だれが言うたんなというふうな、そういうことは言いませんけれども、あなたもそういう反問をしたけれども、やめていただきたいが、そういうことで、今言うた失敗事例、町民に過大なリスクを負わすことになる。どうなんですか、そこら辺は。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）昨日も下岡議員からそういう話は十分承知しておりますが、規模とか状況とか地形とかいうのは、海田町は非常に恵まれた条件にあると私は判断いたしております。そして、先ほど特定の業者にひとつもしていませんし、町の指名業者の選定基準によって指名委員会をして選んだものでございまして、ひとつもそういう業者との癒着なんていうのは一切ございませんので、改めてここでしっかり皆さんにご承知おきいただきたいと思います。その中におきまして、今回、駅前との関係をいろいろと審議をいただくために努力しておりますが、とにかくまちの発展をするためには、町民に対して何度も繰り返してございますが、将来の海田町に向かっての発展を、子々孫々に至るまで海田町が発展するために私は努力したいと、こういうふうに思っていますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）繰り返してみたいなことで、ぼつぼつやめますけれども、子々孫々のための発展と。言葉は非常にいいんですが、今も言いました、リスクも負わすんですよということ、これを忘れないでほしい。いかに町民にリスクを負わせないでそういうことができるのか、それを考えることこそ、町長、あなたの使命なんです。先ほど来言うておりますが、随分無駄なことの嘘ばかり言うておるんじゃないかということで、私は繰り返しますが、議長はまた怒るかもわからんけれども、〇〇〇町長じゃと、こういうことを言うたら、不穏当な言葉で、会議録から消しますよと。それは消してもらっても残してもらっても、どっちでもいいんじゃが、ほんまだから言うんですよ。まず、3候補地に絞って、あなたがこういうことを言うておられるんですよ。プール跡地は庁舎にする考えは毛頭ありませんと。これは答弁で言うておるんですよ、昨日。なぜ3候補地に絞ってプール跡地でアンケートをとっておるんですか。おかしいんじゃないですか。だから、そういうことだったら、最初からアンケートに上げるべきじゃないじゃないですか。だから、〇〇〇じゃと言うておるんです。町民を惑わしておるんじゃないですか、あなたは。だから、最初に言いました、町民の声を聞いて、それを行政に反映することこそ原点で、立ち返るべき、やるべきじゃないかと言うておるんですよ。毛頭ないというのはどういう説明ですか、お願いしたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは、アンケートをとった後に広島市との協定の土地があったということで発覚したわけでございまして、その点につきましては、先ほどから何回も各議員さ

んをお願いしておりますように、学校の校地は子どものために、また社会教育のために使っていただくという基本の理念のもとに、そして、広島市の協定の話はなかなかそんなに簡単に解決するものでもないということを踏まえて、48年の協定書の無料での有効を活用していきたいためにそういうふうなことでお願いしたわけでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何か意味がわからんけれども、協定書は有効である、こういうようなことをずっと言われる。にもかかわらず、あれが出てくる、これが出てくる。だから、いかげんな答弁だと言うておるんですよ。だから、一貫性を持ってやってくださいと、こういうことを言うておるんです。だから、プールについては売却します、あとについては有償。それは後で出た話であって、あんたは知らなかったと、こう言うんです。それはアンケートをやる前からあったじゃないですか。出してきた日にちが違うだけじゃないですか。それで知らなんだと。自分の勉強不足を棚に上げて、いかにも市が悪いとか、はたが悪いとか、議員が悪いとかね。自分だけがいい子になろうというのは全くお粗末。もっと一貫性のある答弁で。今日でも大分答弁がずれておるんです。どうなんですか、もっとまじめに一貫してやってもらえんのですか。どうなんですか、そこらは。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）私は一回もふまじめにやったことはありません。町民のために一生懸命頑張っておる答弁をさせていただいております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そのとおりということで、町民のために一生懸命やっていただきたい。要望ですけれども。そして、今言うた、リスクを負わせない施策を講じて今後も行政に当たっていただきたい、こういうふうをお願いして、私の質問は終わります。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時30分。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第2、第43号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第43号議案、公の施設の指定管理者の指定について。海田総合公園の指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。指定の相手方は興国園芸株式会社でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）それでは、第43号議案、公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書の4ページをお開きください。あわせて、資料2の海田総合公園指定管理者候補者選定についてをお願いいたします。今回、平成23年度から平成26年度までの海田総合公園の指定管理者候補者を選定したことに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の議決をお願いするものでございます。指定の相手方は、興国園芸株式会社でございます。指定の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間でございます。

それでは、資料2によりご説明いたします。2の選定の概要についてでございます。

今回、9月6日から9月24日までの期間で申請の受け付けを行い、株式会社オオケン・広島市造園建設業協会JV、株式会社安芸管理サービス、興国園芸株式会社の3者から申請がございました。この申請に基づき、申請者として申請資格を有しているか、事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保できる内容であるか、また、申請者の管理経費の提案額が町の管理経費上限額の範囲であるかを審査した結果、3者とも基本的事項については問題なしと判断いたしました。

次に、選定委員会の審査についてでございます。10月22日に選定委員会を開催し、審査を行いました。副町長を委員長に、内部委員4名と外部委員2名の計6名により、海田町公園条例に規定された選定基準により書類審査、面接等を実施し、審査いたしました。

次に、選定結果についてご説明いたします。審査は、提出書類の審査、及び申請者からの説明、質疑応答により各委員が採点を行い、施設の効用を最大限に発揮、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力、管理経費の縮減の3項目について評価いたしました。それぞれを評価した結果、株式会社オオケン・広島市造園建設業協会JVは85点、株式会社安芸管理サービスは66.3点で、興国園芸株式会社は86.9点でございました。これらから総合的に審査し、点数の一番高い興国園芸株式会社を指定管理者

候補者として選定いたしました。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。選定の結果というようなところに、例えば一番上の施設の効用を最大限に発揮させるとか、するとか、発揮ということで言葉はとまっておるんですが、施設の効用を最大限に発揮すると。どのような利用の仕方というか、それで最大限に発揮できると判断されておるのか、その採点方法をあわせて。こういうふうにご利用すると最大限に発揮できるんだと。変な例え話ですが、ブランコで3回行ったり来たりすると最大限なのか、10回行ったり来たりすると最大限なのか。要するに、どのようにしてこの最大限という審査をしたのか、この辺を尋ねてみたい。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）この施設の効用を最大限に発揮するという言葉でございますけれども、指定管理の目的というのが、利用者サービスの向上とか、施設を最大限に利用できるとかということがあります。それと、経費の縮減がございます。これらの中で、指定管理に移ったときに今以上にどれだけ施設が管理できるかということで最大限という言葉を使わせていただいております。

○議長（久留島）それと、評価方法が漏れております。都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）施設の最大限の効用の発揮でございますが、項目別に分けて、それらを採点させていただいております。項目につきましては、施設の管理運営が施設の設置目的にふさわしいものであるか、それとか、自主事業の内容につきまして、次に、施設の維持管理について適切に管理されるかどうか、次に、利用者のサービスに的確に応えているものであるか、それと、利用者増、利用者促進のための取り組みがなされているか、それと、町民参加、地域への具体的な参加がなされる提案がされているか。このような形で最大限に効果を発揮しているかどうかということで審査させていただきました。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度確認しますが、はっきり言うて、意味がわからん。それで、例えば野球場に至っては、どこかの野球学校みたいなのが、わからんけれども、今は知りませんよ、過去、去年かおとしぐらいにあった。年間を通じて借りてくれるとか、何かそんなような契約もされておったわけですが、我々がちょっと使えんかと言うたら、

もう予約が入っておるんだということだね。年間予約だというんだから、どうにもならん。2カ月前に言うてこいとか。それは大会なら認めるが、普通の人には1カ月前で、年間予約の人には最大限にそれは利用できるのかどうかわからんけれども、どうもこの辺があなたの言われるのが私は理解できんのですが、どうやったらそうなるのか。一般の人が使えないんですよ。それで今みたいなことを聞くわけですが、特定のところへ長期の契約をしておる。そうして最大限の利用だとか、利用度を発揮しておるとかね。若干それですけども、駐車場に至っては、あそこは行きたいんですけども、金が要るけん行かんのじゃとかね。どうもこういうことと最大限の発揮ということと合わないんですよ、私の頭では。今の課長の説明が、どうも言うておられることの意味がわからん。もうちょっとかみ砕いて、理解できるように説明してくれんかね。こうやったら施設の利用が最大限になるんだと。あるいはもっと、申し込んだ方がこうやって、あんたは午前中、あんたは午後からとかいうて時間を細分化して、こういうふうにして利用させておるとかね。言葉のこの10文字ほどだけでは、私が頭が悪いんじゃないけれども、理解できない。わかりやすく。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）施設の効用を最大限に発揮という言葉でございまして、まず、言われましたように、施設の利用につきましては、土日を含めまして利用が偏っているということがございます。それと、平日と冬には利用が少ないということがございます。特に、その利用が少ない時期にどのように利用していただくかということが今後の利用者の増加ということにかかってくると思いますので、その辺を踏まえて、指定管理者の方でどのようなお考えで提案されるかということで、最大限どのように発揮できるかということで審査いたしました。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。単純なことですけれども、全協のときにも問い質しましたが、この指定管理者制度の中で、移行してからトラブルや苦情、これが全協のときはなかったというように言いましたけれども、今、前田さんが言われるような申し込みについて、特に球場については若干私も耳に入るのは入っておるんですけども、そういう苦情があったんですが、それは別としても、トラブルや苦情がこの4年間あったのかどうか。

それとあわせて、住民サービスが低下した場合に指定管理者の解除をする項目が契約

書の中にあるのかどうか。約款ですね。これが具体的に示されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）トラブルの方でございますけれども、トラブルにつきましては、大きなトラブルがあったとは聞いておりません。要望等についてはございましたけれども、トラブルになるようなことは聞いておりません。

それと、住民サービスがうまくいかなかった場合の解除につきましては、解除規定はあるんですけれども、その辺につきましては指定管理を継続できなかった、それと、町の指示に従わなかったということでございます。その辺につきましては、具体的にはその事案といいますか、その事態が起きたときにそのように考えていくということになっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）住民サービスが著しく低下した場合に解除するかどうか。この問題で今、課長が答弁されましたが、いろんな苦情があったりした場合に、職員であるとか、あるいは町長がそれぞれそれなりに判断されるんですが、私は指定管理者制度そのものを設けるときのにも言いましたが、別の機関ですね、住民サービスが低下する、あるいはその判断を公平に、また冷静にというんですか、そういう形から、別の機関を設けて、そこで判断する項目も必要ではないかということを申し上げたんですが、その辺については進展しておるのかどうか、お尋ねするんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）指定管理者の制度の有効とかの判断は、今回の4年間の判断も執行部でいたしましたが、今後とも執行部において行ってまいりたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。後の補正予算でも出てくると思うんですけれども、散水ポンプを修繕して、それに110万ぐらいの、これが何か使用の方法でトラブルがあって修理せにゃいけんかったとかいうふうなことはどうなんですか。

○議長（久留島）補正予算の質問ですか。岡田議員。

○7番（岡田）使用方法でまずかったのかどうかというふうなことなんですけれども。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）今回補正で上げさせていただくポンプでございますけれども、こ

れは総合公園の中の植栽に水をやる……。

(発言する者あり)

○都市整備課長（飯田）これは平成13年度につくったもので、老朽化したものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第43号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第44号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第44号議案、町道の路線の認定について。広島県の事業で整備した道路を取得し、町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それでは、第44号議案、町道の路線認定につきましてご説明いたします。資料3の町道路線認定箇所図の準備をお願いいたします。この道路は、広島県が東桜木川通常砂防事業で整備した道路を取得し、道路法第8条第2項の規定により、路線認定の議決をお願いするものでございます。今回の路線は、町道337号線でございます。起点は海田町東二丁目4169番3地先、終点は海田町東二丁目4182番1地先でございます。

資料3、1ページの認定区間図をお開きください。赤色で示した区間が今回議決をお願いする区間でございます。

次に、道路認定の内容についてご説明します。2ページをお願いします。道路の延長は87.4メートル、幅員は5メートルでございます。3ページをお願いします。認定道路

は、車道幅員4メートルの1車線道路でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）お聞きしますが、延長87.4メートルで、幅員5メートルですが、道路の使用目的に、新たに道路をつける場合、新たに寄附をもろうた場合は隅切りが必要と、道路法には載っていますが、これは条件的によって、場所的によって今の隅切りがあってもなくてもええものか。多分なけにゃいけないと思いますが、そこらの観点を。こういう鋭角というか、直角じゃない場合、なおのこと必要じゃと思いますが、その点について、どう思われますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）原則設置するように設けております。

○議長（久留島）もう1回答えてください。建設課長。

○建設課長（久保田）原則隅切りを設置する方向で検討しております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）だったら、隅切りをしたのを道路認定に出されたらどうですか。これは広島県から譲り受けたものでしょう。だから、隅切りまでしたものを道路認定として申請されたらどうですか。私が言うのは、後先になるわけよ。こればかりじゃなくて。例えば堰堤をこしらえてもろうて、これは県が主体でやられたんじやが、そのやられた関連道路に対して、関連した施設に対して、堰堤をする前に県と事前に協議して、ここまで県が責任を持ってやってください、あとは町が責任を持ちますというような約束事を先にされんかったら、皆さんご存じじゃないと思いますが、できた後の仮設道路の後の整備は海田町の境界で海田町が責任を持ってやらにゃいけないとか、そういう問題が出てくるから、なるべく海田町の負担が少ないように、事前にもってそういう協議をして、完成というか、できたものを譲り受けるような方法が私はあると思います。事前協議をしてですね。できる前に。県がここまで責任を持ってやってくださいと。あとは海田町が維持管理はしますというようなやっぱり協議の場があると思います。これなんかも、後からしますじゃなしに。これはやっていないでしょう。やっていないから……。

（発言する者あり）

○12番（崎本）それはどうでもええわ。どうでもええということはないが、済みませんが、やってあるのならやってあるような図面のかき方があるわけよ。この図面を見た

ら、全然隅切りなんか入っていないでしょうが。だから、やってあるのならやってあるように、1.5メートル、1.5メートルの隅切りがあるのならあるように、これはちゃんとわかるようにやってくださいや。だから、今私が言うた意味は、わしはないと思うたけん言うんです。そうじゃけん、堰堤ができる前に県との協議の中でそこらまで詰めて話というか、契約というか、やってもらいたいんじやが、その点について、どうですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）先ほど議員さんが指摘されたようなことで、今後そういったことも踏まえて、改善できるところは改善していきたいというぐあいに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。多田議員。

○10番（多田）1つお聞きしたいんですが、これはできたら非常に便利なんですが、かなり長いこと、柵をしたままほうってあったんですが、県との協議が長引いた理由みたいなものがあるんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）県の東桜木川の工事が9月末まで行われております。9月末まで工事用道路でそこを使われておりましたので、その工事が終わってからうちの方が用地の取得をして、今回認定のお願いをしたということで、この認定が終わり次第そういった手続きをして、早期に扉をあけたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今の確認だけでも、当時は課長は違うので、申し訳ないが、いわゆるこの道路の認定ということで、今、崎本議員からも出ておったけれども、隅切りということで、二、三年前じゃろうと思うが、随分紛糾したことがある。基準を設けろということで。町長はよう知っておってのはずじや。何でこれが今言われるように、どうなのかな、それがなしで、今の答弁じや、今後そのようにしますと。2年ほど前に、もました意味がないわけよ。だから、今言うたように、あなたはその当時はおられなかったから、大変申し訳ないが、町長は知っておったはずじやが、これはどうなのか。そういう横の連絡も何もなしに、所管の方へぽんと来たら、はい、わかりましたよと。相手が県だからということで、副町長が県から出ておるけんというて丸のみでやるのかどうか。県じゃから丸のみなのか、そういうことと、2年前のそういう決めた、いろいろ随分もめたはずなんじやが、そういうものはどうなのか。柵の中へ入ってしもうたのか。そこらの考えを確認しておきたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）２年前、いろんなことでもめたということで、隅切り等の設置基準とかいうのが今も生きて、道路認定をするときにはそれを踏まえてやっております。先ほど私の説明が悪かったかと思いますが、今後そういった方向で改善するというのは、崎本議員から、県とのそういった場をちゃんと設けてということでありましたので、そちらの方を改善していきたいということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第44号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第4、第45号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第45号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、時間外勤務の制限に係る規定を設ける等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第45号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。あわせて、資料4の職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表をご覧ください。このたびの条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、時間外勤務の制限に係る規定を設ける等所要の改正を行うものでございます。

改正点の主なものは、1点目として、未就学の子を養育する職員が請求した場合の時間外勤務の上制限等について、これまでは配偶者が常態として子を養育する場合は除かれておりましたが、その規定を第8条の2第2項及び第3項から削除し、それぞれ第3項、第4項としております。2点目は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合に、公務の運営に支障がないと認めるときは時間外勤務をさせてはならないという規定を新たに第2項として加えております。この条例の施行期日は公布の日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第45号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第46号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第46号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の取り扱いに関し所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野） それでは、第46号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の7ページをお開きください。あわせて、資料5の職員の育児休業等に関する条例新旧対照表及び資料6の職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要をご覧ください。主に、資料6の職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要で説明いたします。

このたびの条例改正につきましては、配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業の承認請求ができるよう、子育ての雇用環境を一層推進するために地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。今回の主な改正点は、1点目として、配偶者が育児休業している場合や、育児休業の対象となる子を職員以外の親が養育できる場合についても、育児休業、育児短時間勤務または部分休業をすることができるようにするものでございます。2点目として、育児休業の取得は、特別の事情を除き、原則1回となっておりますが、男性職員が子どもの出生から57日間の産後休暇の期間中に最初の育児休業を取得する場合は、再度の育児休業が取得できるとしたものでございます。3点目は、再度の育児休業が取得できる特別の事情について、現行制度では職員が育児休業等計画書を提出した場合は、育児休業終了後、引き続いて職員の配偶者が3カ月以上育児休業を取得した場合につき再度の育児休業が取得できましたが、今回の改正では、育児休業を終了して3カ月以上経過した場合、配偶者の状況に関係なく再度の育児休業が取得できるようにしたものでございます。育児短時間勤務についても同様に適用されるものでございます。4点目は、配偶者等が対象となる子の養育を行える状況になった場合は、現行では、育児休業、育児短時間勤務または部分休業が取り消しとなっておりますが、改正後は取り消しの事由にならないとするものでございます。その他、経過措置、字句の整理等を行っております。この条例の施行期日は公布の日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中） ようわからんので、問い質しますが、2番目の改正の内容、配偶者が育児休業をしている場合またはというのがずっとありますよね。それで、職員以外の子の親が常態として養育することができる場合についてもということで、職員以外の親が子

どもを見ておっても職員が一部休暇をとることができるという意味なのかどうか。あるいは、夫婦の場合も一部、片方ではとっておるんじゃないけれども、片方はとれないという状況で、これを緩和してとることができるのかどうか。私は読めば読むほどよくわからんようになってきたので、解明してもらいたいと思います。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）今回の改正は、共稼ぎの場合も両方の親がとれるということ。また、今までは親以外でその子どもを養育する方がおられた場合は育児休業の取得はできませんでしたが、今回はその親以外の方がおられても育児休業がとれるというものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第46号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第47号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第47号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算（第4号）。平成22年度海田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、生活保護費給付事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第47号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料7の平成22年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。4ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の住宅手当緊急特

別措置事業につきましては、住宅手当の支給申請が当初見込みよりも少なかったため、600万円減額するものでございます。次に、老人福祉費の介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、介護保険特別会計の保険事業勘定の補正予算に伴い、1,450万円を増額するものでございます。次に、介護保険繰出金事業（その他）につきましては、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定の補正予算に伴い、14万6,000円減額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の心身障害者支援事業につきましては、障害者福祉サービスの受給者が当初見込みより増加したため、1,454万3,000円増額するものでございます。次に、心身障害者地域生活支援事業につきましては、移動支援事業及び地域活動支援センター事業の受給者が当初見込みより増加したため、600万1,000円増額するものでございます。5ページをお願いいたします。心身障害者社会生活援助事業につきましては、心身障害者福祉年金及び自立支援医療費の受給者が当初見込みより増加したため、539万7,000円増額するものでございます。次に、民生費の児童福祉費の児童福祉総務費の母子家庭等自立支援事業につきましては、給付対象者が当初見込みより増加したため、49万4,000円増額するものでございます。次に、児童措置費の子ども手当等支給事業につきましては、支給対象者が当初見込みより増加したため、822万9,000円増額するものでございます。次に、ひまわりプラザ費の子育て応援事業につきましては、子育てヘルパー派遣事業の利用者が当初見込みより増加したため、46万1,000円増額するものでございます。次に、民生費の生活保護費の扶助費の生活保護費給付事業につきましては、保護世帯数が当初見込みより増加したため、3,198万1,000円増額するものでございます。

6ページをお願いします。衛生費の保健衛生費の環境衛生費の地球温暖化対策事業につきましては、住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金の交付申請が当初見込みより増加したため、70万円増額するものでございます。次に、予防費の疾病予防事業につきましては、補助制度の拡充により、新型インフルエンザ予防接種軽減費用326万3,000円を増額するものでございます。次に、衛生費の清掃費の塵芥処理費のごみ収集処分事業につきましては、一般廃棄物収集業務委託料及び資源物収集運搬業務委託料の入札執行残720万円を減額するものでございます。

7ページをお願いします。土木費の土木管理費の自転車等駐車対策費の駐車場管理事業につきましては、高架下の駐車場用地が無償で借りることができることとなったため、400万円減額するものでございます。次に、土木費の都市計画費の公園費の海田総合

公園改修事業につきましては、総合公園散水用ポンプ改修のため111万6,000円増額するものでございます。

次に、消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員退職報償金として15万4,000万円増額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費の私立学校振興費の私立幼稚園就園奨励事業につきましては、私立保育園就園奨励費の支給予定額が当初見込みより増加したため、83万円増額するものでございます。8ページをお願いします。教育費の小学校費の教育振興費の特別支援教育就学奨励事業につきましては、特別支援教育就学奨励費の支給対象児童が当初見込みより増加したため、11万5,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いします。地方交付税の普通交付税につきましては、財源留保していました1,364万円を増額するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました関係事業の増額補正に伴い、その特定財源として心身障害者福祉費負担金を843万8,000円、子ども手当負担金を633万8,000円、生活保護費負担金を2,725万2,000円増額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金の心身障害者福祉費補助金につきましては、国の減額調整にともない、235万1,000円減額するものでございます。次に、児童福祉費補助金につきましては、一部県補助金へ財源が振り替えられたことにより45万円減額するものでございます。2ページをお願いします。教育費国庫補助金の教育費補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費事業の増額に伴い、3万9,000円増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金につきましては、関係事業費の増額補正に伴い、心身障害者福祉費負担金を421万9,000円、子ども手当負担金を75万円増額するものでございます。次に、県支出金の県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、歳出補正の増減等に伴い、合わせて544万9,000円減額するものでございます。次に、児童福祉費補助金につきましては、国庫補助金からの振り替え等により81万9,000円増額するものでございます。次に、衛生費補助金の保健衛生費補助金につきましては、歳出補正の増額に伴い、住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金を70万円、新型インフルエンザワクチン費用軽減事業補助金を391万2,000円、合わせて461万2,000円増額するものでございます。

3ページをお願いします。繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、

財源調整のため、1,242万7,000円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、消防団員退職報償金受入金として15万4,000円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第47号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,043万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,098万8,000円とするものでございます。

次に、議案4ページの第2表、債務負担行為についてご説明いたします。第43号議案、公の施設の指定管理者の指定について議決をいただきました海田総合公園指定管理業務委託に係る債務負担行為を設定するものでございます。期間を平成23年度から平成26年度までとし、限度額は5,363万5,000円でございます。

以上で平成22年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）歳出の方でお尋ねします。衛生費、地球温暖化対策事業のところですけども、70万円追加が出たというふうに聞きましたけれども、来年度、これはどういう姿勢で臨まれるのか、聞いてみたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）来年度につきましても、県補助の見込みがございますので、継続して行う予定でございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）今、10件という枠を設けられておられたんですけども、追加が出たということなんですが、来年度も、追加が出たらこれに対応するという思いでおられますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）はい、対応してまいります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。歳出の方の生活保護費についてお尋ねいたしますけれども、生活保護の受給者が当初の見込みより大幅に増ということがありましたけれども、何人増ですか。私の記憶では130世帯前後が生活保護というように記憶しておりますが、何世帯増なのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）生活保護世帯の状況でございますが、21年度末におきまして155世帯の269人ございました。これは9月末の現状でございますが、これが161世帯の276人。年度末におきましてはまだまだ増えるであろうという思いがございます。年度末におきましては167世帯の283人あたりで推移するのではなかろうかということで考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、下の葬祭扶助の関係ですが、133万2,000円上げられております。私はようわからんのですが、1・2級地なのか3級地なのかと言われて、これは違うと思うんですが、その辺はどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）海田町は2級地の2で計算しておりますけれども、葬祭につきましては、当初お一人を見込んでおりましたが、6人の方が亡くなれるということがございましたので、その部分で補正をさせていただきました。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、2級地であると、私の調べでは19万9,000円というのが葬祭費の扶助ということになりますが、それで間違いありませんか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）今、具体のそれぞれの項目の単価といいますか、項目について持っておりませんので、後ほど議員にはお示しさせていただきます。

○議長（久留島）資料の調製はよろしいですか、今の回答で。資料はすぐ出せますか。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時24分 休憩

午後1時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（窪地）申し訳ございませんでした。基準額につきましては、大人が20万1,000円でございます。子どもが16万800円。この基準額に加えて、ご遺体の搬送料、それから

死亡診断に係る費用を加算したものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。6ページの保健衛生費の予防費なんですけれども、疾病予防事業で、町の一般財源は64万9,000円減らしているんですけれども、これは足して予防事業をさらに強化するというか、そういうふうなことにはならなかったんでしょうか。

○議長（久留島）質疑の内容はわかりますか。福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）この64万9,000円の減額につきましては、当初組んでおった1人当たりの単価が、今回、国の方針によりまして下がったということに伴って、全体的な費用が下がったということもあって、一般財源としての64万9,000円が下がったということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それはわかったんですが、事業そのものを拡大するような方向で今の下がったのを使うというふうなことにはならなかったんでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）今回の新型インフルエンザのワクチン接種につきましては、当初、高齢者のインフルエンザの定期予防接種の費用を積算しておりまして、新たに新型インフルエンザのワクチンの接種につきまして、国の方針によって、非課税の方と生保の方に対しての助成事業を始めました。そのことで、65歳未満の方も、非課税と生保の方に対応したということで、そのことが公費負担というか、国と県からの歳入が入っております。ということで、一般財源のものについては減額ということになります。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それはわかるんですけれども、その減額をしないで、だから、この枠を広げるというか、そういうふうなことは、やられていないからできないんでしょうけれども、できない理由があるのか、枠を広げるということは考えられなかったのかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど申し上げましたとおり、枠は広げておりません。あくまでも今回は65歳以下の方に対する予算措置をした結果こうなったもので、新たに枠を広げるということではございません。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第47号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第7、第48号議案、平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第48号議案、平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、私道内排水設備布設工事費補助金の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 下水道課長。

○下水道課長(武田) それでは、第48号議案、平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料8の補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明します。資料2ページをお願いします。総務費の水洗便所設備資金貸付事業については、寺迫二丁目地区において私道内排水設備布設工事費の補助金申請がありましたので、海田町私道内排水設備布設工事費補助金交付要綱に基づき、補助金を120万増額するものでございます。

続きまして、歳入について説明します。1ページ目をお願いします。繰越金でございますが、財源調整のため、120万を増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明します。第48号議案をお願いします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,691万3,000円とするものでございます。以上で平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせてい

たきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、ちょっと聞きますが、今の寺迫地内と、こういうことで、どうもこれが1件ということですが、件数と、要するに私道の場合の範囲、例えば10%補助とか50%補助とか100%補助とかというような形があるかと思いますが、それと、限度額というものがあるのなら、何ぼの枠で、パーセントここまでというような枠、トータルここまで補助しますという、その辺のことを。合わせて3つ。件数、範囲、額の総計。総計というか、1件についての総計ね。以上。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）それでは、まず、限度額につきましては、申請のありました金額の3分の2でございます。範囲につきましては、排水施設の貸付要綱と同じように、2戸以上ということになっております。件数は1件でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の範囲の2戸というのは説明をもうちょっと詳しく。

それと、先ほども言いました、額の中に限度が3分の2というのは、その中に額の制限があるのかどうか。要するに、どこまでも申請の範囲で、私道でも100メートルも200メートルもあるような私道もあろうかと思うわけですが、しかし、500万までしか行きませんよ、3分の2というようなところがあるのかどうかということです。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）額の制限はございません。金額は、申請がありました金額の3分の2でございます。もう1点、私道の申請につきましては2戸、2軒以上の家があればいいということです。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第48号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、第49号議案、平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第49号議案、平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、居宅介護サービス給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第49号議案、平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。資料9の補正予算説明書をお願いします。それでは、4ページの保険事業勘定歳出予算から説明いたします。総務費の総務管理費の一般管理費の負担金補助及び交付金2,354万6,000円の減額は、平成23年4月に開設する地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事務所の設置に係る補助金の一部である借地料部分が補助要件を満たさなかったため、2,792万9,000円の減額、及び新たに町内の認知症グループホームがスプリンクラーを整備することに対し、補助金438万3,000円を増額するものでございます。次に、保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金5,990万円の増額は、訪問介護等の在宅によるサービスの利用増に伴うものでございます。次の地域密着型介護サービス給付費の負担金補助及び交付金2,020万円の増額は、認知症の方を対象としたグループホーム利用増によるものでございます。次の施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金990万円の増額は、施設入所によるサービスの利用増に伴うものでございます。5ページをお願いいたします。居宅介護福祉用具購入費の負担金補助及び交付金100万円の増額は、福祉用具購入サービスの利用増に伴うものでございます。次の居宅介護住宅改修費の負担金補助及び交付金300万円の増額は、住宅改修支給サービスの利用増に伴うものでございます。次の居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金1,480万円の増額は、各サービス利用増に伴い、サービス計画書の作成が増加したことによるものでございます。次の高額介護サービス等費の負担金補助及び交付金720万円の増額は、利用者負担上限額を超え

るサービス利用増によるものでございます。

次に、1ページに戻りまして歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出で説明しました各サービス給付費の増に伴う法定負担金の増額及び施設整備に係る補助金の増減額でございます。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金が3,480万円の増額。次の国庫支出金の国庫負担金の介護給付費国庫負担金の介護給付費負担金が2,320万円の増額。次の国庫支出金の国庫補助金の調整交付金327万1,000円の増額。次の県支出金の県負担金の介護給付費県負担金の介護給付費負担金1,450万円の増額。2ページをお願いします。県補助金の介護職員処遇改善等基金補助金2,792万9,000円の減額は、歳出で説明しました小規模多機能型居宅介護事務所を設置する事業者に交付する補助金の一部が不要となったためです。次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金438万3,000円の増額は、歳出で説明しました町内の認知症グループホームがスプリンクラーを整備することによるものでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金1,450万円の増額は、各サービス給付費の増に伴う法定負担金の増額でございます。次の基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金2,502万6,000円の増額は、各サービスの給付費の増に伴う増額でございます。3ページをお願いします。繰越金70万3,000円を前年度繰越金から財源調整として充てるものでございます。

次に、8ページのサービス事業勘定歳出予算の事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業費の委託料79万5,000円の増額は、介護サービス事業所に委託するケアプランの作成件数が見込みを上回ったためでございます。

次に、7ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。サービス収入の予防給付費収入の介護予防サービス費収入の介護予防ケアマネジメント収入94万1,000円の増額は、町職員によるケアプランの作成件数が見込みを上回ったためでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金14万6,000円の減額は、先ほど説明しました介護予防ケアマネジメント収入が増額になったことによるものでございます。

それでは、第49号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ9,245万4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億5,931万1,000円とし、介護サービス事業勘定については、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ79万5,000万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1,259万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。西山議員。

- 1 1 番（西山）11番、西山です。まず、保険事業勘定の歳入の2ページなんですが、繰入金、基金繰入金の、今回の補正も合わせ、3,641万3,000円というのを繰入れたわけですが、この残っている準備基金の現在の金額をお願いします。

続きまして、歳出の総務費の介護サービス等諸費ですけれども、ここに6項目ありますが、すべて今回、サービス給付が多かったので増額となっておりますけれども、増額の比率が結構高いんですね。当初予算見込みは厳しいと思うんですけれども、当初予算の考え方といいますか、今回こういった増額補正をしなければならなかった理由をお知らせください。

それと、4番目の居宅介護福祉用具購入費ですけれども、今回購入される方が多くて100万増額の255万8,000円ですけれども、これは介護給付を受けられている方が器具を購入するとき、本人負担1割で、あとの9割がここから支出されると思うんですけれども、購入された方へは、購入されるときも1割だけで、あと9割はこれで充てられるのか、まず本人が10割を購入のときに払われて、後から9割が返ってくるシステムになっているのか、お願いします。

- 議長（久留島）長寿保険課長。

- 長寿保険課長（加藤）まず、基金の現在額でございますが、これは1億284万1,000円でございます。

それと、2番目の当初予算の組み方の考え方でございますが、これは介護保険の場合の給付費の伸びがわりと一定しない状況が過去から続いておりますので、当予算の考え方は、前年度の決算見込み額を当初予算とさせていただいて、年度の1年間の伸びを12月補正または3月補正で対応させていただく方法をとっております。

それと、福祉用具につきましては、現在は事業者から被保険者が用具を買われたときは全額を負担します。その後、その領収書を持って、購入された方に役場から9割を返しております。ということで、この補正予算は9割部分を被保険者に返すための予算ということでございます。

- 議長（久留島）西山議員。

- 1 1 番（西山）先ほどの保険給付費の伸びですね。今の説明ですと、どれだけ伸びるか分からないので、決算を基準に当初予算を上げられているわけですがけれども、もう数年来やはり伸びが厳しいわけですね。そうした場合、決算額にある程度の負荷をかけた当

初予算を計上という考え方は成り立たないのでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）この21年度と22年度が割と固定したというか、8%、9%代の伸びになってまいりましたので、これがこの先続くかどうかはわかりませんが、これからの当初予算の中ではある程度、5%、6%程度の伸びは入れたもので当初をつくる必要は今後は発生するのではないかという考え方は持っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどの居宅介護福祉用具購入費ですけれども、現在は購入された方が10割はもう負担していて、後から返るという説明が今あったんですけれども、今、各自治体で、9割は直接事業所に払って、本人は1割負担で購入できる方式に介護保険制度が変わっていているのが現状ですけれども、町は今後このような対応はなされる予定はないのでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）この支払い方法につきましては、この4月から広島市が確か実施を、被保険者が1割払って、役所が事業者へ9割払うという負担軽減をしております。これは、そういう流れが来ておりますので、海田町としてもそういう資料は集めております。ということで、今後は被保険者からは1割、役場から事業者へ9割という支払い方は、介護保険法上これは可能でありますので、考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今の件で大体話はわかったんじゃないけれども、その中でわしがもう一つ気になるのが、どうもそういう介護の用品というか、施設によってはうちで買えというような、半ば強制的なようなあれもあるんですが、何かそういう保険の立場として、どうなのか、利用する人が自由にどこかの商店で買えるのかどうか。例えばおむつやったら、買うて持っていったら、うちによけ買うて持っておるから、持ってきてくれんでもええんじゃないというてね。若干単価的に違うようなところもあるし、もちろん、介護を受けられる人によっては服とかね、介護服というのか、別でないと、特殊な病気の場合は、寝たきりのような人の場合なんてそういう衣服まで買わにゃいけない。端的に我々素人が考えるのは、例えば2着あれば、1着洗濯して、1着を着て次にそれをやればいいというのが、施設によっては5着、10着買えとかいうようなところもあるようなので、そこらかわしは何か指導というか、介護のこの保険の中で何かできん

か。非常に難しいとは思いますがね、町でやれというのが。だから、今言うた、いろんな直接給付も含めて、支払いも含めて、何かそういう指導というか、施設の組合みたいなどころにできんのかどうかというのを、そこらを、まとめた漠然とした言い方じゃけれども、聞いてみたい。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）先ほどの福祉用具の購入その他のサービスにつきましては、すべて介護支援専門員という保険法上の専門員が、サービスを受けるにも買うにも計画を立てて、その事業者を紹介してという形が保険上は必要でございます。ただ、介護給付適正化事業ということで、この介護支援専門員が何のサービスが必要とか、何の福祉用具が必要とかいうものの計画書をチェックするという体制を今強化しているところで、研修も重ねておりますので、そういう計画書のチェックが今から当町においてもできるようになると思いますので、これは目指していきたいところであります。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。一般保険事業の2ページですか、定期借地のことで、小規模多機能施設の方がこの定期借地の要件に合わなくなったということなんですけれども、結局、土地は自前でされたのか、どういうふうになっておるのかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）これは、事業者の方は借地の対応をされておりますけれども、補助金が出る要件としては、50年契約で、50年を一括前払いが条件の補助金であります。この事業者につきましては、土地の貸す側の方と話をされて、毎月の借地料にしてほしいということで、要件から外れたということです。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第49号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、第50号議案、平成22年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第50号議案、平成22年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）。平成22年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）は、企業債の繰り上げ償還によるもので、企業債償還金を2,590万円増額し、資本的支出を2億1,053万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）それでは、第50号議案、平成22年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。今回は、国が実施します企業債の繰り上げ償還によります企業債償還金の増額補正でございます。議案にて説明いたします。第50号議案をお願いいたします。第2条の平成22年度海田町水道事業会計予算の予定額は、企業債償還金を2,590万円増額し、8,249万4,000円とし、資本的支出を2億1,053万1,000円に増額しております。なお、不足する額の2,590万円は減債積立金で補てんするものとします。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○7番（岡田）よくわからないので、聞いてみるんですけども、資料の平成22年度水道事業貸借対照表の日付けが平成23年3月末になっておるんですけども、会計上こういうふうなことが多分できるんだと思うんですけども、どういうふうな格好でまだ来年の末の日付けになっておるかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）一応これは予定として掲げております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第50号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。

第50号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第10、発議第8号、介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第8号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第11、発議第9号、政党助成金(交付金)の廃止を求める意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○7番(岡田) 7番、岡田です。読み上げて提案理由といたしたいと思います。

政党助成金(交付金)の廃止を求める意見書案。

政党助成金は、受け取りを申請した政党が労せず総額約320億円もの税金を山分けする制度であります。

しかも、政党の政治活動と言えど使い道は問われない制度であるため、政治活動とは思われないような飲み食いなどに対しても使われております。

税金の無駄遣いを正せという国民の強い願いから言えば、政党助成金こそ真っ先に廃止すべきものであります。

もともと政党助成金の制度は、赤ちゃんからお年寄りまで、全国民1人当たり250円を取り立てて、強制的に政党に献金させている、このことと同じことであります。

国民の政党支持は様々であるし、支持政党なしという人もいるが、だれがどの政党を

支持しているかなどということとは全く無関係であります。

したがって、この制度は国民にとって、支持もしていない政党への強制献金であり、思想及び良心の自由を踏みにじる憲法違反の制度であります。

また、政党助成金は、企業・団体献金とともに、政党を堕落させる腐食源となっております。

本来、政党は、共通の理念で結集し、政策を掲げて国民の支持を得て活動する自主的な結社であり、党費と個人献金など国民からの浄財によってその資金が賄われるべきであります。

政党助成金は税金なのに、その使途については基本的には条件も制限も課しておりません。

政党助成金も企業・団体献金までもではひど過ぎます。

民主党政権は事業仕分けと言いますけれども、政党助成金こそメスを入れるべきであります。

よって、次のことを強く要請します。

1、政党助成金（交付金）の廃止を求める。

2、政治資金規正法を遵守し、政治とカネの汚れた関係を断ち切ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。皆さん方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。こちらの意見書案の中には、政党助成金が強制献金である、あるいは憲法19条違反の制度であるというふうにうたわれておりますが、政党助成金は別に政党助成法によって、自動的に垂れ流されるわけではなく、それこそ一般会計で組まれておりまして、その予算は国会で審議される。言いかえれば、減額されることもありますし、それこそゼロになる可能性もあると。そういうことを考えますと、強制献金並びに憲法違反というのは該当しないんじゃないかと思いますが、その辺はどのように考えられますでしょうか。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）この政党助成金、いわゆる支持していない政党に対しても強制的な、それこそ1人当たり250円というふうな、金額的にはそういう感じになりますけれども、それ

を自分の好もうと好まざると、すべての政党にそれが配分されると。まして、受け取りを拒否した政党、その部分に対するお金そのものも返還はできないという制度になっておりますから、それもみんなで、残りの政党で分けていく、そういうふうな制度でありますから、これは今の事業仕分けの対象にすべきでありますし、憲法のそれこそ思想信条の自由、これを犯しておるものですから、こういうふうなものを導入する自体がもう憲法に違反しておるというふうに私たちは考えて反対いたしております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）先ほど申し上げましたように、垂れ流しじゃないんですよ。法律に基づいて、あくまで国会の審議によって予算が可決されて初めて政党助成金というものが生まれてくるんです。ですから、強制献金、あと思想・良心の自由を踏みにじる、要は、特定の政党を支持しろというのであればこれは当てはまるでしょうけれども、広く助成法に当てはまる政党の活動に対しての給付金。並びに、垂れ流しではなくて国会の審議によって予算が決まる。そういったことを考えますと、強制献金、憲法違反には当たらないのではないかと聞いているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。憲法違反ではないかという私らの指摘ですね。例えば、具体的に私は言います。参政権はないが、納税している日本の在住外国人や未成年者も含まれております。ですから、これらを含めたら、もう一つは、政党支持がないのに、あるいは投票に行かない人までもそれに献金したことになるんですね。ましてや、共産党が受け取っておりませんから、その分だけ各9党の政党がより増した公金を受け取るということになっておるんです。ですから、そこに大きな問題があるということなんです。これが憲法違反なんです。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）先ほどから私が申していますのは、詳しい年月は忘れましたが、いわゆる政党助成金違憲訴訟の東京地裁判決並びに控訴審判決によって、こちらは違憲ではないと。並びに、要は強制献金でもなければ、思想及び良心の自由を踏みにじる憲法19条違反でもない。さらに最高裁判決では、憲法問題ではないという判決が出ておるんです。要は、そういった法的な結論が裁判所の判決で既に出ているにもかかわらず、なぜ再びこうやって強制献金、思想及び良心の自由を踏みにじる憲法19条違反であると言えるのか。要は、裁判所の判決とまた違う解釈が、当時の裁判とは違う判断をされて再び憲法

違反と言われているのでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）確かにそういう判決も出ておりますが、政党助成金そのものが憲法に違反するという判決も出ておるわけですね。ですから、いろんな面で見るとやっぱり税金を、しかも、私が調べた中では、民主党の今の閣僚の中に4,200万円ため込んでおるんですね。各閣僚、柳田法務大臣の350万円をのぞいたら、例えば仙谷官房長官は643万、有名な蓮舫行革大臣は1,983万。本来、税金であるから、返さなきゃいかんのに、これをため込んでおるんですね。しかも、今問題になっておる小沢さんは、政党が新しくかわるごとにそれを環流や、あるいは横流しで金をため込んでおる。本来そういうことはあり得んことなんです。だけれども、それを今の法の抜け皿をとって脱法行為をしておるのが今の実態ですね。ですから、本来の憲法や法の精神、趣旨から言うとやっぱり憲法に違反しておると言うのが私は当然だというように考えます。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）政党助成金の廃止を求める意見書に賛成討論をいたします。

政治と金の汚れた関係が後を絶ちませんし、政党助成金は政党支持にかかわりなく国民に税金で負担をさせ、憲法が保障する思想信条の自由に反する制度であります。受け取りを拒否している日本共産党以外の各政党が分け取りをしております。一方、選挙権のない企業や業界団体から献金をするのは、みずからの利益のために金の力で政治を左右するためで、本来なら、献金を出した側も受け取った側も罪に問われなければおかしいわけであります。文字どおり、腐敗の温床であります。憲法の思想信条の自由や結社の自由に支えられて活動する政党は、本来その財政を党員の党費や、機関紙などの事業活動、有権者である支持者からの寄附で賄うべきであります。ところが、憲法違反の政党助成金や軍需産業からの、政治をゆがめる企業・団体献金で賄うのは、全く筋が違い

ます。政治資金の集め方を見れば、どの党が本当に政党らしい政党なのかは明瞭であります。民主・自民など9党で山分けをしております。日本において、企業、労働組合、団体などから政党・政治団体への政治献金を制限する代償として1990年の政治改革論議において浮上し、1994年に政党助成法を含む政治改革4法案が成立し、導入されました。助成金の総額は国民1人当たり年間250円と決められる総額で、直近の国勢調査で判明した人口をもとに計算されます。2007年の総額は2005年の国勢調査により、約319億4,000万であります。また、税金から出るので、支持していない政党へも資金を提供することになります。参政権はないが納税をしている日本在住外国人や未成年者も政党の資金を負担することになる要件であります。逆に、政府与党が他党の資金をも握ることになり、統制・介入にもつながる危険性もあります。解党時の使途が定められていない、解党時の党首の政治団体に入金されるなど、不透明な金の流れを疑問視する声もあります。政党交付金は国会の議席数に基づいて配分されるため、大型国政選挙で大勝すると交付金が大幅に増やされ、大敗すると交付金が大幅に減らされることになり、一度政党交付金に依存する体質ができてしまうと、その政党は経済的に窮乏と困難が生じることになる。これも政党の離合集散の原因になるという意見もあります。また、政党助成金は税金なのに、その使徒については基本的に条件も制限も課しておりません。5万円以上の支出について詳細な報告を義務づけておりますけれども、民主党は事業仕分けと言いますが、政党助成金にこそメスを入れるべきであることを強調し、皆さんの賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第9号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第9号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立少数と認めます。よって、発議第9号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、発議第10号、原爆「黒い雨」指定地域の拡大を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。

これより、発議第10号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第10号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第13、発議第11号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第11号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第11号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

この際、お諮りいたします。海田町基本構想審査特別委員会の審査のため、12月9日から12月13日までの5日間、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、12月9日から12月13日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時16分 散会